

第9日目（12月16日）

○副議長（黒滝松男君） おはようございます。傍聴者の方、大変ご苦労さまでございます。よろしくお願ひいたします。

延会前に引き続きまして本会議を開催いたします。

○副議長 ただいまの出席議員数は25名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、山田勝君から家事都合のため午前欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

[午前9時30分]

○副議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位11番、議席番号25番・樋口和人君。

○樋口和人君 皆さんおはようございます。それでは一般質問3日目ということですが、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。このたびは3項目にわたって質問をさせていただきますと思っております。

1 高校生の就職支援について

まず1項目目でありますけれども、高校生の就職支援についてということで伺います。南魚沼市には県立高校4校、それから南魚沼市立1校の5つの高校がありますけれども、ここでは約1,800人の生徒さんが学んでおられて、そのうちの3分の1に当たる、もちろんそういうことでしょうけれども、600人弱が毎年卒業生という計算になっております。そしてそのうちの150人ぐらいが毎年就職をするということのようであります。これは市内のある実業系の高校のお話ですけれども、来年度の卒業生約150人のうちの108人が南魚沼市在住の生徒さんだそうだけれども、そのうちの55人が就職を目指しており、そのほとんどが地元での就職を希望しているということであるそうです。

しかし、実際には南魚沼市内の企業、事業所への就職が現在決まっているのは、そのうちの6割、33人程度ということだそうです。この割合が多いのか少ないのかということとはなかなか判断が難しいところだと思いますけれども、いずれにいたしましても、地元に残って働きたいという意欲のある生徒さんの方々を、みすみす市外あるいは県外に働きに行ってもらおうということはないと考えております。また、一度この地を出て行って就職をしてしまうと、なかなかこちらに帰ってくるのが難しいということだと思っております。

それぞれの実業系の学校ばかりではないはと思うのですが、就職を希望している生徒さんにつきましては、各高校ではインターンシップですとかキャリア教育といったことで、地元の事業所さんなどに行ってもらって事業所の中身を知ってもらう。あるいは仕事に対する思い、スキルといいますか、職業観などを学んでいただいとということだそうです。また、昨年からですけれども、塩沢商工高校ですね、こちらにできた建設系のコースについては、それこそ地元の建設業者の方たちですとか、未来ある若い皆さんの力を地元で発揮してもらいたいといった思いを、行政と一体となって取り組んできた結果だと思っております。

こういった成果をより確実なものにするために、地元への就職を希望する生徒さんたちの支援をする組織を、南魚沼市が先頭となって若い皆さんを求めている企業ですとか、あるいはその生徒さんを輩出する学校、それから地元の経済団体ですとか、職業安定所などとともに立ち上げるべきと考えておりますけれども、市長の考えを伺うところであります。

2 土曜学習について

次に2項目目でありますけれども、土曜学習についてであります。私ども南魚沼市では平成26年度、平成27年度と土曜学習、南魚沼市学力向上プログラムと言うそうでありますけれども、これを実施してきております。昨年度は中学生に対してですし、本年度は小学生ということのようでありますけれども、取り組みの詳しい内容とそれから実績、どんな効果があったのか。そして今後この取り組みについてどのように考えているのかということをお伺いいたします。

3 人権教育について

最後の3項目目でありますけれども、人権教育についてであります。このことにつきましては、平成24年12月に同様の質問をいたしました。その際には南魚沼市の全小学校にCAPの導入をといたことで質問いたしました。CAPというのは皆さんご存じだと思いますけれども、チャイルド・アサルド・プリベンション、ちょっと発音がわかりませんが、このそれぞれの頭文字をとってCAP、キャップと呼んでいるものであります。子どもへの暴力防止プログラムのことであります。

いわゆる人権教育と捉えておりますけれども、その際には主に学校での教育としての人権教育、あるいはいじめ防止やいじめなどへの対応というということで議論をさせていただいた記憶があります。もちろん、教育現場でもさらに人権教育を進めていくべきと考えますし、加えて社会教育としての人権意識や人権教育も大切だと考えております。平成24年12月の私の質問の後、南魚沼市では人権教育にどのように取り組んできたのか、また、今後の取り組みをどのように考えているのかをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○副 議 長 樋口和人君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 おはようございます。傍聴の方、大変ご苦労さまです。ありがとうございます。樋口議員の質問にお答え申し上げます。

1 高校生の就職支援について

まず高校生の就職支援でありますけれども、就職を支援する組織これに触れる前に、今ほど議員から若干述べていただきましたが、現在の当地域の高校生の就職環境の現状をちょっとお知らせしたいと思います。4月当初のハローワーク南魚沼管内にあります高校6校の3年生の合計人数は、968人です。そのうち10月時にハローワークからいただきました情報によりますと、約15%弱の141人が就職を希望しております。残る800人以上の生徒は進学等の希望でありまして、高校生段階では就職希望者が非常に少ないということでありま

す。

その 141 人に対する管内での求人数は 383 人、うち 10 月末時点で 84% の 118 人が既に就職内定しておりますので、ほとんど全員が就職はできるという考えであります。このうち市内での求人も 200 でありますから、希望する方は全員満たされるわけではありますが、就職を決めてくれた高校生の数は、議員がおっしゃるように 33 人を含めてわずか 48 人です。ですので、市内に残るのが 24% 程度の充足率ということになります。

就職希望者は、ほぼ間違いなく求人数から見ますと市内に就職できるわけですね。が、4 倍を超える高い求人倍率、それから企業側が高校卒業者の確保にこういうことの中で大変苦慮をしているのだろうということが推測できるわけがあります。ここ数年は市内の就職先が多くあるにもかかわらず、進学は別にいたしまして、ハローワーク管外への就職を希望する傾向が非常に強くありまして、この傾向はこれがすぐに収まるとは考えられないということになります。これらの生徒を将来市に呼び戻すということは非常に重要なことでもあります。

支援組織につきましては、従来ハローワークと管内高等学校の就職担当の先生が行っておりました高等学校連絡会議で、今年度から南魚沼市、魚沼市、湯沢町の担当者も加わりまして、定期的に高校生の就職あるいは進学率についての現状把握と意見交換を行っているところであります。来春の卒業生を対象に、市外に転出した後も我が市の就職に関する情報は定期的に配信はしております。常に地元とのつながりを持てるメール配信の準備も今進めているところであります。来春の来年春の就職ガイダンスの共同開催についても今準備を進めております。

こういうふうな組織的な連携は強めておりますけれども、これから今度は魚沼、湯沢両市町との定住自立圏の取り組み、この全体で就職関係をどう取り組めるかということも視野に入れながら、状況を見ながらどういう施策をとればどういう支援をすれば一番いいのか。このことをきちんと把握してまいりたいと思っております。

2 土曜学習について

それから、土曜学習については、後ほど教育長に答弁させます。

3 人権教育について

人権教育でありますけれども、今、議員からおっしゃっていただいたように、平成 24 年 12 月議会では、子どもへの暴力の防止という観点でありました。その際に議員からご指摘のありました CAP ですね、プログラムによります学校での研修あるいはそういうことを答弁させていただいたわけでもあります。現在、南魚沼市では学校での人権教育については継続して事業を進める。そして市民の人権意識を高めるために各種の施策を今進めております。

平成 24 年 12 月に人権に対します市民意識の状況を調べようということで市民アンケートを実施いたしました。4 割程度の回答でありました。結果として、全体的に人権問題に対する関心の低さがちょっと伺えたところであります。その結果を分析検討したところ、施策を進める職員の意識向上、市民への啓発のさらなる必要性があるということを感じとったところであります。平成 25 年度は、県内教育関係者を対象といたしました新潟県同和教育研究集

会におきまして、市民アンケートに基づく市としての人権意識の向上のための学習の必要性、あるいは今後の方向性について発表させていただきました。

平成 26 年度には、市の人権・同和教育推進の方向性を定めました南魚沼市人権教育・啓発推進計画を策定いたしまして、現在この計画の実施に向けた施策を進めているところであります。来年度には県内の人権同和教育関係者を対象といたしまして、人権同和教育の現状、課題等を実例を交えて紹介しまして、問題解消に向けた提言等を行います、「いのち・愛・人権展」を南魚沼市で開催する予定であります。これは平成 19 年度にも南魚沼市で開催した経過がありまして、その際、市内の小中学校生を招待して授業からは得られない現実を知る学習の場となったところであります。この事業の開催は学校教育に大きな影響を与えるものだと思っております、今後も市内、県内の人権教育を進める各種団体と情報交換を行いながら、市民の意識向上に向けた施策に取り組んでいかなければならないと思っております。主に同和教育的なものがこの団体の皆さん方から強く要望が寄せられているという部分がございます、今の状況はこういうことであります。

土曜学習については教育長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 2 土曜学習について

それでは樋口議員の一般質問、土曜学習についてお答えします。平成 26 年度、平成 27 年度と文部科学省の土曜日の教育支援活動モデル事業の施行を受けて、当南魚沼市でも南魚沼市方式の土曜学習、学力向上プログラムを実施しました。本事業の狙いは、南魚沼市の子どもが有意義に土曜日を過ごせるよう支援することでありました。

それでは、昨年度の平成 26 年度についてご説明します。昨年度は大和中学校の 3 年生 14 人が参加し、大和公民館研修室で 10 回、7 月 5 日から 11 月 1 日の間で実施しました。募集を 1 回かけたのですけれども、残念ながら 14 人ではありましたが、内容は 9 名の指導者が交代で指導に当たり、数学と英語の高校受験用の学習に取り組みました。おかげで全員が希望の進路を達成することができました。この土曜学習のプログラムの中で特別講座ということで、魚沼テクノスクールで建造物の強度に関する三平方の定理が関係しているということも、公民館の教室から外へ出て学んでおります。

それでは次に今年度です。今年度は前年度の指導者や学校現場の意見を取り入れ検討した結果、算数から数学につなぐことを目的、中 1 ギャップの解消を目指して受講生を募集しました。今回は六日町地区の 6 つの小学校の 6 年生を対象に募集し、今回は前年度よりも多く 34 人が参加しました。会場は県にお願いして南魚沼市地域振興局の会場、1 階のすばらしい環境の会場でありました。9 回、9 月 12 日から 12 月 5 日の間実施しました。内容は算数の数と計算の問題集を、9 名の指導者とともに児童たちは真剣に学習に取り組みました。

ことしもその取り組みのほかに特別講座で「お菓子の株式会社」というテーマで、会社経営の模擬体験も実施しました。今年度は市長、総務文教委員会の正副委員長、それから各学校の校長、それと県の生涯学習課の担当者などから視察、激励に参加していただきました。

子どもたちは、多くの大人から頑張っている姿を見ていただくということが、次の自信に大きくつながっているのではないかとということで感謝しております。

そして来年度、平成 28 年度は、文科省のモデル事業が今年度の打ち切りという情報が入ったのですが、確認した結果、継続されるということですから、当市でも継続を考えております。対象を平成 27 年度、今年度同様に小学校の 6 年生を対象に中 1 ギャップの解消を目指して、内容は算数、実施回数は 8 回程度、会場を旧 3 町ごとの 3 会場に拡大して実施したいと考えております。

さらに平成 29 年度以降は、市全域 12 地域コミュニティ単位で実施をできればいいというふうに、そこを目指しながらできれば拡大していきたいと教育委員会としては考えております。その際の課題としては、この 2 年間は教員 O B の協力を得て実施しました。教員 O B も喜びながら手伝っていただきましたもので、この指導者は調べるとかなりの先生方がいますので、快く受けていただけたらと思っております。教員 O B などの指導者の確保が課題ではありますが、2 年間やって、積極的に学習に取り組む子どもたちを支援する、それは教育委員会の責務であると思っておりますし、このことによって市全体の学力が向上できると、それを目指してまいりたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○副 議 長 25 番・樋口和人君。

○樋口和人君 それぞれの答弁をいただきましたので、もう少しお聞きをしていただければと思っております。

1 高校生の就職支援について

まず、先ほどの高校生の就職支援ということでもありますけれども、就職の決まっているとか、希望やら人数やらというお話をさせてもらいましたが、これはある 1 つの学校の、しかも南魚沼市在住の子どもたちということです。そのほかの地域から通っている子についてはちょっと情報をいただけなかったということで、少し人数が違うのかなと思っておりますけれども、そんなことでそこに開きがあったのかなと思っております。

それで、先ほど市長からもお話がありましたけれども、やはりマッチングの部分だと思っております。そのマッチングの部分についてですけれども、実は先ほどお話ししましたが、キャリア教育ですとかインターシップということがありますが、それぞれの高校さんでそういうことを実施して、どういう職業があるよ、どういう職場があるよということをしているわけです。

私が最近ちょっとお話をお聞きした高校の先生、いわゆる進路指導の先生ですけれども、その方のお話をお聞きするところで、小中学校、特に中学校の先生方が実業系の高校の内容をよく知らないのではないかと。ほとんど普通科をずっと経られて、それで大学へ行っても教育課程ということで中学校の先生になった方々については、今言ったように実業系、いわゆる高校を出たら職につこうという思いのある子どもさんたちを育てたり、あるいは教育したりするところについてのことはあまり知らないのではないかとのお話をいただきました。

そこについて今後小中学校、教育委員会として、県の教育委員会でもそうですけれども、義務教育課のほうとそれから高校教育課と分かれているのでどうしてもその交流がない。まして市の教育委員会とあるいは県立高校の先生方との接点が全然なくて、ということのお話がありました。そんな中で市内の小中学校の先生方、特に中学校の先生と言ったほうがいいと思いますが、その方たちと地元の実業系に限らないと思うのですけれども、高校の先生方と学校——特に実業系というふうにしたほうがいいのかな——授業の内容ですとか進路の内容ですとか、そういったことについて意見交換や、あるいは市の中学校の先生方が実業系の高校とはどんなところですよといった研修をする場ですね、こういったものを設けていく。そのことって非常に大切なことだろうなと思いますが、そのことについてお聞きをしたいと思っています。

また、地元の就職支援——地元へというか高校生が地元へということですが、高校生に限らず今、南魚沼市では小学校の先生あるいは中学校の先生が新卒でこの地域に来て、3年ほどすると違う地域に離れていってしまうという形です。そういった先生方を含めてですけれども、新たにこの地域に赴任して来ていただいた先生に、地元のことを本当によく知ってもらい、この地域を好きになってもらおうと。そしてこの地域のよいところを十分に理解した上で子どもたちに接してもらおう。そのことが児童生徒の地域をやっぱり子どもたちが好きになって南魚沼市に誇りをもって、就職するときにこの地域を選んでくれる。あるいは上の学校へ行くなりしていろいろなスキルを学んできたときに、またこの自分の地域をよくするために力を発揮したいのだということでこの地域に戻ってきてくれる。そういったことが大切な基準になってくると思います。

そんなことで今言った地域のことですね、小中学校の新しく来た先生方に勉強してもらおう機会。多分理科ですとか算数と言ったものは研究会等があるみたいですが、そういったことも含めて今度地域のことということをお勉強するそういった機会をぜひつくっていただきたいと思いますが、そのことについてどんなお考えをお持ちかお聞かせ願いたいと思っています。

2 土曜学習について

次に土曜学習についてでありますけれども、今それぞれお話をいただいて、いろいろな成果がきちんと出てきたということでよかったなと思っていますし、また、指導というところで非常にお手伝いをいただいている方々がいて、本当にありがたいなと思っています。また、来年度もモデル事業ということで、国、県からもお力添えがあるということですが、ちょっと私がお聞きしたいのは、市として今の土曜学習について予算的にどのぐらいかかっているのか。あるいは今はモデル事業でなっていますが、その辺が国、県がモデル事業ではなくなったときに、市にどういった負担がかかってくるのか。市がどういったことをしていかなければならないのか。今、モデル事業のときにそれがなくなったときのことをぜひ考えていかなければいけないと思いますので、その辺のことをお聞かせ願いたいと思います。

3 人権教育について

それから、人権教育についてでありますけれども、それぞれ今、取り組んでいただいているというお話でありました。また、来年度については「いのち・愛・人権展」ということで、学校だけでなく社会教育としてもきちんとやっていくというお話がありました。

1つというか、平成24年12月に私が質問させていただいたときに、前の教育長が答弁なさったと思うのですけれども、どんどん平成22年、平成23年度とCAPというプログラムについては減ってきたと。平成24年度は1回やる予定でありますという答弁をいただいたのですが、実はそれがちょっと実際には実施されていなかったということがありまして、この辺どういったものか。学校でやる、あるいは教職員に対して実施するというお話だったのですけれども、そこら辺がちょっと実施されていなかったのも、答弁ですと言ったけれども、しなかった何か理由があるのかということをお聞かせ願いたいということ。

もう1つその当時のお話の中では、法が変わって暴力追放とか何とかというような授業があります。あるいは子ども・若者育成支援センターですか、そちらのほうができて、相談する場所ができてというお話があったのですけれども、やはりいじめられてから、あるいは人権を侵害されてからではなくて、そのときに困った子ですとか、学校にいけなくなってしまった子を支援していく。これも大切でしょうけれども、その前段というのが、ないことのほうが、なくすほう、それは両建てで行くということですが、そこら辺ちょっと予防策の部分がまだまだうちの市では弱いような気がしています。その辺についてどんなお考えをお持ちかお聞きしたいと思います。

○副 議 長 樋口和人君の再質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 樋口議員にまた再質問でお答えいたします。

1 高校生の就職支援について

管内の高校生の就職状況の内訳でありますけれども、南魚沼市では募集人員が200人ございまして、そのうち建設業では54人あったところへ11人、製造業その他で73人の求人がありまして、そこに就職した人が20人、サービス業が73人ありまして17人で、合計200人募集のところを48人であります。魚沼市、湯沢町も大体同じような傾向であります。求人数は圧倒的にうちが多いわけでありまして、魚沼市さんは73人しかないのです。建設業ここは18人で4人とか、製造業で42人のところへ14人とか、サービス業で13人のところへ2人とかで、73人あって20人しか充足していない。

それから、湯沢町は建設業が4人あって1人、製造業その他では2人のところ2人、これは100%充足であります。一番大きいサービス業ですね、56人募集したけれども17人。ですから、62人募集して20人、こういうことでありまして、これはやはりミスマッチ的な分があるかと思っております。

サービス業がやはりこの地域は——魚沼市さんはそうでもないのですけれども、うちとか、湯沢さんはやはり非常に多いのですけれども、そこにもなかなか充足できないということで

ありまして、議員がおっしゃったミスマッチ的な分部分は確かにあるわけであります。

では、そのことを、おっしゃったように中学の先生が実業高校的な分部分の実情をよくわからないのではないかというようなことが今ご指摘されましたが、このことについては、どういう状況なのかは教育長にこの後、答弁させます。そういうことでまさにうちは有効求人倍率がいつも1を下回るものがなくて、多いときには2近くある。だけれども、ということでもあります。それでも職がない職がないという話はあるのですね。職はあるのだけれどもつきたい職がないということで、ここが地方創生の中でも一番の課題というふうには捉えています。

3 人権教育について

それから人権教育でありますけれども、これも学校関係の取り組みについては教育長のほうでわかる範囲、それから前教育長の答弁した後の状況等をご説明申し上げます。市でも教育委員会といいますか学校では、大体の中学校が「いじめ見逃しゼロスクール」という宣言をして、私は六中のところに1回行ってきたのですけれども、素晴らしい取り組みをしているわけでありまして。人権の日、人権週間ですね、このときには市内の中学校をほとんど回って、生徒の皆さんに呼びかけをしたりということはやっております。議員のおっしゃった、やると言ったけれどもやらなかった理由は何だというのは、教育長のほうで把握していたら答弁させます。

2 土曜学習について

それから、土曜学習これも答弁をさせますが、私は12地区に再来年には広げたいという、これはいいことだと思っております。もしこれがモデルでなくなったときに、私はコミュニティ事業の中で各地区がやはり取り組んでもらうべき事業ではないかと思っております。これは市がどうこうというよりは、やはりその地域、地域で自分たちの地域の子どもをもっと大事にしようとか、勉強してもらおうとかという取り組みが、これはやはりコミュニティの中でそれぞれ特色があっていると思うのです。例えば城内はちょっと算数が弱いから算数のことをやろうとか、大巻はここが弱いからそれをやろうとか、そういうのは学校から聞けば大体わかるわけですから、そこをやはり学校と話し合いをしながらそこでやっていくという方向を見いだす。確か予算的にはあまりかかっていません。これも教育長に答弁させますけれども。

そんなことでそういう方向をこれからきちんと模索して行って、旧旧村単位、いわゆる学区単位ですね。おおむね小学校の学区単位ぐらいで——2つあるところは1つにしますけれども——やっていく方法をきちんと我々のほうも考えていかなければならないと思っております。あとは教育長に答弁させます。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 1 高校生の就職支援について

それでは、1点目の高校との関係からのご説明をします。樋口議員の言われるとおり、もっともそのとおりだと思います。まず、おとしの高校入試の関係があったときに、私のほ

うで4つの高校にかなり出入りできることになりましたから、そういう意味では高校と市の教育委員会はかなりつながって、いろいろなことが言える状況になっています。そのときから各中学校は受験対応ということで、学校訪問ということで、どんな授業をやっているのかということで向うようになりましたもので、今後もその傾向を続けていきたいと思っています。

ただ、小学校についてはまだまだでありますから、その辺も充実させていきたいのですが、先ほども市長、議員の話の中でも出たように、塩沢商工の動きの中で地元の建設業の皆さんが一生懸命になっています。それで重機を学校へ持ち込んだりということで、かなり南魚沼市の建設業界のあり方が変わっていきたいということと、市で働いてもらいたいという動きが、この商工の関係でいい動きになっておりますから、引き続きこの動きを強めながら、ほかの関係でも充実させていきたいと思っています。

それと、新任の先生についてです。やはり3年ぐらいでかわるということは、市の教育委員会がなかなか手の出せない部分であります。私は毎年新年度のときに市長に来ていただいて訓示をいただき、私のほうからは先生方に皆様の県職としての文化として3年に1回動くことがあります。3年間は南魚沼市を徹底的に勉強し、徹底的に愛していただいて、南魚沼市の教育を実践してくださいということで、私のほうでちょうどきょう用意してありましたが、「南魚沼市らしい教育」という冊子を全員に配ります。これをよく読んで実施してくれということで、ときには柔らかくときには厳しく先生方に対応しているつもりでございます。そして、またここで教育基本計画の後期編の見直しということで、この25日に市長が主宰する総合教育会議の中で大綱がまとめ次第、市の方向ということで学校に配置してまいりたいと思っております。

2 土曜学習について

それでは、土曜学習については市長の答弁したとおり、全域に広げていきたいと思っております。今から教員OB、教員OBになるここ二、三年でやめる先生方にも、いろいろ今の考え方を私のほうでお話ししていますから、十分指導者は確保できるものと思っております。予算については、最後にうちの学校教育課長がおさえていますので、説明したいと思っております。市長の言ったとおりそう多額ではありません。

3 人権教育について

それでは3点目、CAPについて平成24年度当時、教育委員会の答弁で3月には1校は必ずやりますという答弁でした。まことに申しわけなかったのですが、実施できない中で終わってしまいました。それは答弁をされた樋口議員、それからCAPの働きかけてくれた皆さんには、前回お会いしておわびもしたし、またここでもおわびをさせていただきたいと思っています。

中止というかやらない方向になったという動きとしては、1つには、これは文科省の補助事業だったことが打ち切られたということと、先ほど市長の答弁にもありましたいろいろの対策、いじめ対策だとか、いのち・愛・人権だとかという対応がかなりとれてきたこと。そ

れからQUのモデル事業ということで、市ではそれに予算をかけて進んでいること。それから最後に4点目としては、これを実施するということは授業を2コマ潰さなければだめです。そうすると、学校がいろいろな授業の中でこれを実施するのがかなり難しい状況になってきたということが理由で、できなかったということになっております。

ただ、2コマを使わずにやれる方法もあるということで、南魚沼市ではこの12月8日の金曜日、教頭会がありましたもので、CAPの皆さんから来ていただいて、もう一度CAPというものがどういうものなのか、今の各学校で活用してみてもう一度CAPというものをどう活用してはどうか、という説明会をさせていただきました。ただ、市の考え方としては、予算の配分がNRTだとかQUだとか市全体に配当する予算の組み方と、学校の特色のある教育ということで各学校配当予算がありますから、うちのほうの部長がそのとき参加して、各学校はその説明を聞いて各学校の配当予算の中でぜひ検討していただきたいと。研修としてはいい内容でありますから、前向きに検討していただきたいということで進んでおります。前のときの経過と最近の動きについて説明させていただきました。

では課長のほうから予算について。

○副 議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 2 土曜学習について

それでは、予算関係について説明をさせていただきます。予算につきましては1か所、20万円から30万円。教材とかそれから教材をどういうのをそろえるか、それから回数をどれだけするかというのによってかわってきますが、1か所、20万円から30万円あれば十分可能であります。

昨年度、今年度につきましては、国のモデル事業ということで、国、県からそれぞれ3分の1で3分の2の補助金がありますので、3分の1の市負担で実施できたということであり、平成26年、平成27年については、モデル事業としましては1か所の会場しか認められませんでしたので1か所で実施させていただきましたが、来年度につきましては複数箇所が認められることになりましたので、一応教育委員会としましては、来年度はそれぞれの地区は先ほどお話ししたとおり3か所で実施したいと考えているところであります。以上です。

○副 議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 1 高校生の就職支援について

先ほどの就職支援ということで、なかなか求めているのだけれども来てくれないということで、そんな中で先ほど言ったように、ではいかに……こういう言い方はどうなのか。今どうも高校に進学をするときに、偏差値でくると普通高校にどうしても中学校の先生もして、偏差値の低い子どもたちをいわゆる実業系の高校へという形でもっていっちゃっているような気がします。先ほど言ったように、もっともっと仕事に対してこうだということを中学校の先生——本当に普通高校というかそういった教育課程しか受けていない先生が、実業の教育ってどんなものだとわかったところから始まって、偏差値というのではなくていわゆる職業観というか、もう人生観として仕事というのはこういう

ものなのだと。だから、中学あるいはそういうときから仕事というのを、どういうふうに考えてどういうふうに捉えていくかと、そこからきちんと教育といいますか、わかってもらっていく。

最近考えるのですけれども、我々もそうですが、生きた時間を何に変えていくか。それはやはり仕事で何をつくっていくか、あるいは人様に喜んでいただけることをどうやっていくか。それを達成していくというのは、やはり職業、仕事だと私は思うのですけれども、そこら辺をきちんと考えた上で子どもたちの将来、この子は例えばこういったものをつくるのに合っているとか、あるいは人様と接する、人様を看護したり介護したりという、それぞれ子どもたちの持っているいいものがあると思うのですけれども、そこを伸ばす、あるいはそのためにどこの学校に行くのだよ、どういった学校を選んだ方がいいよ、という考え方で進路を設定していったらあげる、これがやはり大切なのだらうと思っています。

なかなか難しいことでしょうけれども、私ども市が取り組むというよりも、本当は国レベルで取り組まなければいけないことだと思うのですけれども、でもそういった意識を中学校、小学校、我々のいわゆる教育委員会をお願いできる先生方に持っていただく。このことが多分大切だらうと思っています。そんなことで先ほど言ったこと、もう1回その辺のこともちよっとお話をいただきたいと思います。

最初の答弁の中で、市長から就職支援については高等学校連絡協議会とハローワークとつくりますと。その中に市のほうとしては担当の方が入っているというお話がありましたが、多分これは商工観光のほうの担当だと思います。魚沼市さんは、多分振興局、県のほうが主導だと思いますけれども、こういった就職に関する協議会をどうも昨年かことしだったかつくられたようだけれども、ここへも今言ったいわゆる商工観光の方々も入っているようです。特徴としては魚沼市の教育委員会の方が入っていらっしゃるのですね。やはり今言ったように当然教育と就職といいますか、職業というのはつながっているところですので、それが多分入っている。

先ほど言いました高校の先生、これは私がお話を聞いた先生ですけれども、そこへ行って地元の教育委員会なり、中学校の先生方なんかとお話しできる機会がすごくうれしいと。我々のことを本当に知ってもらいたいのだと。そういったことをぜひぜひ、これをやっていただくには、どうしてもやはり行政の皆さんの力を借りたいのだというお話がありました。

高校の先生にしても、自分たちの今言ったように子どもたちがどういう方向で伸びていくか。あるいはどういったところで仕事をするのが一番力を発揮するか。親御さんの考え方はどうなのか。こういったことを非常に悩んでいらっしゃるようでして、高校を出てすぐであれば地元で勤めていくのが一番いいのだらうなというお考えのようです。

ですのでぜひ、そういった就職、仕事のことだから商工観光ということではなくて、当然教育と絡んでくるので、教育委員会の皆さんも一緒にそこへ参画をして、先ほど言ったハローワークの高校連絡協議会ですか、そこへ市のほうからもその担当という中に教育委員会も

入れていただくということでしていただければありがたいと思っておりますので、ぜひ、そういう考え方をお願いしたいと思います。

2 土曜学習について

それから、土曜学習についてであります。先ほど市長はコミュニティーという話の中で今後予算としてはそんなに大きな予算ではないみたいですが、モデル事業が打ち切られたときは、という話がありました。何かの調査を見ていて、お子さんをこれから持たないという若い方々の考え方の中に、大変教育費がかかると。その中で子どもさんをあまり持たないようなアンケートの回答がありました。

教育費は普通にやっているとそんなには多分かからないはずですが、どうしても塾に行ったりとか、そういうことだと思うのです。今、土曜学習というところで、市が子どもさんたちをきちんと——小学校から中学校、どこかで遅れちゃうともうどうしようもない。そこを助けていく。それで1つの境目が小学校から中学校だと思えますけれども、そのことをきちんとケアしていく。塾に行かなくてもそこで行政が対応してくれる、このことってすごく大切だしすばらしいことだと私は思うのです。

何と云っても教育というのは大切で、教育費がかかるからという答えをしている方たちも教育は大切だと、大切だけれどもかかってしまうから、という考え方だと思います。そのところをこういった志ある指導者の方々のお力を借りながら、子どもたちの教育のレベルを上げていくということで、そのことが多分少子化にも歯どめ、あるいはいろいろやっているところで教育環境がいいところには多分外からも人が見ていれば来ると思うのです。それ1つではないと思うのですが、そういうことも1つの要素だという考えの中で、地域それぞれであるのだけれども、やはりこれは市として取り組むのだという強い考えで、ぜひ進めていただきたいと思いますが、その辺の市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

3 人権教育について

それから、人権教育につきましてですが、それぞれお話があって、その答弁云々はあれですけれども、きちんと前向きに進めていただいているということでありました。今後も、なかなか目に見えない、成果の数字とかにあらわれないことだと思いますけれども、やはりここも教育ということになるのですが、本当に人が人として相手をどう思うか。そのことが自分を大切にしている、あるいは自分を大切にすることが人を大切にすることだと思いますので、今後も積極的に進めていくと思うのですが、その辺の今後の考え方についても一度所見をお聞かせ願いたいと思います。

○副 議 長 樋口和人君の再々質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 1 高校生の就職支援について

中学から高校に行く際の進路決定の際、議員がおっしゃったように、今は学力的な中で、ここ、ここというのが確か相当有力といいますか、多くなっていると思います。私も自分の子ども、あるいは孫というときに、このくらいならここを受けられるだろうとかということ

はあるわけです。結局そこが1つの問題点だと思いますが、ただ、学校の先生や親にしますと、何とか高校ぐらい失敗しないで入ってもらいたいと。そういう気持ちが強いわけですから、そこに大体定着しているという部分があると思います。ただ、志を持って自分ではもうこういう職業につきたい、だからこの高校に行くという子どもだっているかもわかりません。それはまだわかりませんが、そこが一番の問題であります。

ですので、ずっと私は前から言っているのですが、ドイツではいわゆる製造の職人がものすごく地位も高い。そういう風潮が、日本なんてものづくりで生きてきているわけですから、そこをちょっと全体で考えを変えていかないと、普通高校へ行って進学校へ行って、あるいはいい大学へ行って、いい職場につきたいと。いい職場って何だかなんてわからないのです。ですから、その基本を、ですので、私たちはものづくりを大切にしますという部分を憲章の中に掲げているわけですが、なかなか実態とはかけ離れている。非常に難しい問題でありますけれども、ものをつくって、人に貢献するということのすばらしさというのは、やはりこれは小学校、子どものうちから確かに、もう学校へ上がる前からぐらいに、家庭でもあるいは学校の中でも、そういうことをきちんとやっていくということにしないと、簡単には改まらないということだと思っております。これは教育委員会のほうでいずれまた総合教育会議というのがございますから、1つの問題点としては取り上げていかなければならない。

高校連絡協議会ですか、これは教育委員会入れろなんていうのは全く問題ないのだろう…どうなのか。教育委員会のほうがいいと言え、そんなところへ教育委員会が出られないと言われればそれで終わりですけれども、これはまた検討します。

2 土曜学習について

そして、土曜学習ですけれども、これは今聞けば、1か所30万円です。12か所全部市費でやったとしたって360万円。そんなのはやれますよ。ただ、それを全部いつも市が主導して——だから地域の中でさっき言ったコミュニティーというのはそこを言ったわけですが、もっとやはり自分たちの地域の子どもから学習も一生懸命やって、立派に育ててもらいたいというその思いを地域で出さないと。市がやるから、市がやるから、教育委員会がやるからでは、大体いつも受け身ですから、そうじゃないような方法を考えていったほうがいいだろうと。

1つ問題は学習塾経営の皆さん方から、クレームがつくかつかないかと、ここがちょっと問題です。12にも広げて、寺口議員もいらっしゃいますけれども、そこがどうなのか。識者にちょっと話を伺いながらやっていかなければならないと思いますが、でも、学習塾の経営を脅かすほどのことにはならないわけですから、そういうことを考えていけばなと思っております。

その単位が本当は細かいほうがよりきめ細かにはできるのですけれども、とてもそこまではできませんが、コミュニティー単位ぐらいでは、これは市でやりますが、地域で主体性を持ってくださいという方向をきちんとやらなければならぬと思っております。

3 人権教育について

人権教育につきましてはおっしゃるとおりでありますから、我々もこれからも人間が生きていく上での基本中の基本の問題でありますので、そのことをきちんと意識づけていかなければならないと思っております。よろしくお願いたします。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 2 土曜学習について

市長の言われたとおりであります。土曜学習について今回受けた子どもも、この後塾があるから行きますという話があって、私、教育委員会をやっていてやはりいろいろのプログラムがあって当然だと思うのです。だから土曜学習の授業を受けてさらに塾へ行くというお子さんもいますので、先ほど市長が言った圧迫だとかそういうことにならない、両方のプログラムを選びながら子どもたちが学力向上に向けていける、そういう環境をつくっていきたいと思っております。以上です。

○副 議 長 質問順位 12 番、議席番号 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 通告に基づき一般質問させていただきます。

1 平成 28 年度予算編成と見える化について

最初に平成 28 年度予算編成と予算の見える化について質問をさせていただきます。政府は第三次改造内閣を未来へ挑戦する内閣だと位置づけた上で、新たな課題として取り組む 1 億総活躍社会実現への緊急対策として、一人一人が輝き活躍できる社会の実現に向けてと題して、新 3 本の矢の 1 つ目、希望を生み出す強い経済——すなわち国内総生産 GDP 600 兆円、そして 2 番目としまして、夢をつむぐ子育て支援——要するに希望出生率 1.8% であります。そして 3 番目としまして、安心につながる社会保障——すなわち介護離職ゼロを打ち出しました。今まであまり触れなかった子育て支援や介護という具体策が盛り込まれたのは、私は大いに評価したいと思っております。

今、経済は上向いていると言われておりますけれども、足元の経済は GDP が 2 期連続マイナス成長と本格的な回復まで至っておりません。その中で総合戦略として具体的な政策として何をするのか、一番大事なときであります。限られた財源の中で何を最優先するのか。一丸となって取り組まなければなりません。そこで当市の平成 28 年度予算編成について伺います。

1 番目でありますけれども、当市の平成 28 年度の予算編成は、今ヒアリング中かと思えますけれども、編成状況と予算規模をどのぐらいと考えているのか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

2 点目であります。政府は強い経済を生み出すとして、今月中に新 3 本の矢として平成 28 年度の補正予算を決定すると言われておりますけれども、当市でも情報収集しているかと思いますが、現段階での状況をお聞かせいただきたいと思っております。また、現場は少しでも早く対策をとっているかと思えますけれども、追加予算の時期とお考え等をお聞かせいただければと思っております。

3 点目であります。重点課題の考え方と予算編成の見える化についてであります。また、

今後の取り組みをお伺いしたいのでありますけれども、この12月議会におきまして、平成28年度から平成30年度の3年間の、第2次南魚沼市総合計画の基本構想実現のための基本実施計画が示されました。総合戦略としての6つの課題と題しまして示されましたけれども、現段階での新たな施策の考え方というものをお聞かせ——できる範囲で結構でございますけれども、できればお願いしたいと思っております。

また、総合計画で実施計画が示されておりますけれども、この3月議会にならないとなかなか内容がわかりません。私たち議員には予算編成権はありませんけれども、二元代表制をとっているわけでありますから、もう少し予算に対して見える化というものを、今後もっと取り組まなければいけないのではないかと私は希望する1人でありますけれども、市長の見解をお聞かせいただきたいと思いますと思っております。

以上、1点目、大きな1項目目であります、平成28年度予算編成と見える化について伺わせていただきました。以上であります。

○副議長 一般質問の途中ですが、休憩といたします。休憩後の再開は10時50分といたします。

[午前10時32分]

○副議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午前10時50分]

○副議長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長 中沢議員の質問にお答え申し上げます。

1 平成28年度予算編成と見える化について

予算編成関係であります。まず、平成28年度予算編成とその規模でございます。平成28年度当初の予算編成につきましては、10月19日に当初予算編成方針を定めまして、各会計、各担当課の予算要求とその取りまとめを今行っているところであります。今後、来年の3月定例会への提案までに調整を進めていく状況であります。その中で新たな国県の施策あるいは方針に基づく事業も盛り込んでいくことになるわけです。現に検討を開始したのものもありますけれども、まだ国県の方針が明らかになっていない部分も相当あります。議員がおっしゃった補正部分ですね、この後ちょっと触れますけれども。新聞見出し等では大まかなことは出てはいますが、なかなか明らかになっていないということでもあります。

予算規模につきましては、財政運営の具体的手法といたしまして、持続可能な行政運営あるいは財政の健全保持、維持ということでありまして、まずは歳入を確実に捕捉した上で、歳出の必要な事業を組み立てていくという手法をとっているところであります。そういった状況の中で一般財源だけを考えた場合でも、税制改正これはおおむね明らかになっておりますけれども、交付税制度の改正は、例年1月末にならないとわからない状況。そういうことで安全率を見た上で概算額を今、計上しております。

それから、国県の緊急対策、これは先ほど触れました補正の部分になるわけですが、

不透明な状況でありまして、概算としてもある程度のめどや金額を想定して予算規模を示せるまでに至っておらないわけでありまして。国のほうで進めております各種の補助事業を有効に活用しながら、市の課題解決あるいは市民サービス向上に努めていくということになるわけですけれども、議員おっしゃった1億総活躍社会、これがかけ声は非常に立派であります。600兆円とか、介護離職ゼロとか、希望出生率1.8%の達成とかと。これは確かに立派であります。さてでは中身になったときにどうなるのか、全く今は見えておりません。

きょう新聞には、来年度から第3子の保育料、幼稚園料は原則——これは所得の関係はありますけれども——無料にすると。今までは上の子どもが何歳になるとまた2子ということになっている。これは3人いれば、第3子は全て無料にしていくという方向だそうであります。ただ、所得制限がかかっておりますので、それに必要な財源は今700億円から800億円。全部所得制限もかけないでやりますと7,000億円になるそうではありますが、その辺が本当にどうなるのか。新聞の見出し程度であります。

それから、一番私がこれから問題にしなければならぬと思っておりますのは、介護離職ゼロ、そのために簡単に言えば特養施設をもう整備すると。それから、介護に対するマンパワーの確保ですね。マンパワーの確保はともかくとして、どんどんと施設をつくれということだとすれば、それは我々にとっても今まだ増床したいとかそういう希望もありますし、希望どおりに特養施設等に入れたいという状況もあるわけです。つくるということについては、非常に歓迎しますし、もしそういう方向が出れば、前倒ししても何でもつくっていかねばならないと思っておりますが、問題は介護保険料であります。

今年度の当初予算の際ですか、ちょっとお話し申し上げましたように、特養施設1つをつくりますと、もう介護保険料がぐんと上がってしまうのですね。今もう5,000円を超えているわけですから、そこをどうするのか。ただ、施設はつくってどんどんやれと。じゃあ、保険料をどうするのか、ということが問題になってくる。この辺もまだ全く方向性が見えていないということでありまして、いつごろこれらの方向性が見えるのか。

T P P 関連でも農業関連のことは大分詳しく出ております。土地改良関係の予算が一気に約1,000億円以上、ここで予算規模で補正で入るといようなことはありますけれども、それでは何の事業にどうだという部分は全く見えていません。それらをなかなか見通せないということですが、やはりある程度見込みを立てた中で、積極的にこれは取り組んでいかなければならないと思っております。

ことしの一般会計の当初が344億9,300万円であります。この中から最低でも市民病院建設事業分の14億円、魚沼荘7億円の削減は見込めるだろうと。その部分はですね。増える部分はまだどうだというのはわかりません。そうしますと、323億円から325億円ぐらいの予算規模に、一般会計ですけれどもなるのではないかとこのところでは。

現実に今、各部、課からの予算要求と、うちのほうで歳入をある程度想定した差額といえますか、10億円を超える部分があります。これを削っていかねばならないわけですから、これは並大抵のことではないわけでありまして、この辺もこれから財政を中心に調整しながら

ら、最終的には来月の中旬ごろから最終査定に入らせていただくということになろうかと思っております。

補正予算の対応でありますけれども、議員からおっしゃっていただきましたように、大体総額3兆5,000億円程度の規模と言われております。1億総活躍社会の実現に向けた対策に1兆2,000億円、T P Pの関係で3,000億円程度のことは報道されておりますけれども、具体的な内容は全くまだ不透明ということであります。情報収集に努めながら地方創生あるいは農林業これらの部分について、市の対策に有効なものをどんどん取り入れていっていかなければならないと思っております。

それから、重点課題の考え方と予算の見える化ということであります。施策の進め方は総合計画に位置づけて、直近の財政状況あるいは緊急性こういうことを考慮しながら、全体の調整を図るということで、実施計画でローリングを行っているわけであります。国が進めます重点的な施策と市の課題、これが全て一致をするということではないわけでありまして、行政に求められている課題というのは本当に多くの分野で共通項がありますけれども、国が出す方向性あるいは施策に、我々も情報収集に努めて、タイムリーに対応していかなければならないと思っております。実施計画に基づいて計画的には進めていきますけれども、常に突発的な事業が発生するということもありますので、臨機応変という対応もしなければならぬわけであります。

見える化という部分であります。議員がおっしゃるのは予算要求を受け付けて、それから編成に至るまでの見える化ということを目指すのか。我々は予算が決まりますと、大体概要それから総合計画実施計画と当年度予算ということで、市民の皆さんには例年、市報5月1日号の予算特集号で重点分野も含めてお知らせをしております。

ですので、市民の皆さん方が編成過程を知りたいということになりますと、どういうことをおっしゃるのか、ちょっと私にとって今まだ理解ができておりませんので、また、議員からご質問いただければと思うところでありまして、以上であります。

○副 議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 平成28年度予算編成と見える化について

市長から来年度予算規模というのは、323億円から325億円ということでお伺いしました。実際1月末にならないとわからないという、それが正直なところかと思っておりますけれども、私が最初に思ったのが、各部から大体どのぐらいの予算要求額が上がってきたのかという部分がすごく気になったのです。その中で今、市長から10億円の差が出ているという話を聞きました。正直言ってこれが本当のひざまずいたいろいろの部分が実際のところ入ってくるわけでありまして、実際予算があれば本当にみんなしたいと言っているのが市長の率直な気持ちかと思うのです。そこで、上がってきたいろいろは私どもにはわかりませんが、査定の段階で金額の10億円というものを、このぐらい出てくるのは当たり前だと思っているのか。例えば収入の面等も実際のところまだわからないということですが、実際は増なのか減なのか、そういう部分の大体状況等はおわかりだと思っておりますけれども、その点いかが

でしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 平成 28 年度予算編成と見える化について

大体今 12 億円ぐらいがちょっとオーバー分ということで調整をしているところではありますが、歳入に対しましてはちょっと厳しく見積もっておかないと、年度の途中で歳入欠陥になりそうだから補正してくださいというのは、やはり厳に避けるべきだということだと思っております。例年、普通交付税、特別交付税も含めた交付税部分は、おおむね当初考えた予算よりは増えてきているという部分はありますけれども、これも特に特別交付税は全くわからないわけでありまして、普通交付税も基準値の取り方によって、本当にころころ変わるものですから、なかなか厳しい。

ですから、例えばいつも言っていますけれども、多面的機能の支払いは、今年度から直接ではなくて市のほうに 1 回入って出ていくということになっているわけです。これだつて算定どおり我々がやるのと、実際来るのとはやはり 500 万円から 1,000 万円差があるのです。どういう算定方法をしているのだという話を、今、国のほうにぶつけているのですけれども、これは農林水産省が所管ですけれども、交付税は総務省だと。こういうことで、なかなか明かしていただけない部分も多々あります。

ですから、歳入については厳しくちょっと見積もっていかなければならない。足らざる部分は基金対応、あるいは査定の中で、どうしても今年度やらなくてもいいだろうという部分もそれはかいま見えるわけですから、それらを先送り、あるいは事業を中止するというのも考えなければならぬ部分もあるわけでありまして、そんな状況であります。

だから、歳入の規模がじゃどのぐらいだと言われても、税収も我々のところは言われているほどどんどんと伸びていることではないわけですので、これもやはりちょっと厳しく見積もっておかなければならない。そうなりますと歳入を厳しく見積もることもあるわけですので、どうしてもそこへ乖離は出る。各課や部が必要ではないと思われるような予算を上げてくるということはまずないわけでありまして、それぞれ知恵を絞りながら。ただ、当初に前年度比例えば 5% 減とかそういう方針は示すわけです。

しかし今、社会保障費も含めたそういう部分というのは、5%、10% 減をしていって対応できるものでもありませんので、やはり制度上どうしてもやらなければならぬ。これはどんどん増えてきておりますし、しからは建設事業を中止するかと。でも、これは先送りできることは当面はできるかもわかりませんが、例えば樋渡東西線なんかはもう JR との協定をきちんと結んでおりますから、ことしは金がないからやめてくれやという話は全くできないわけですので、そういう部分が非常に細かな調整が必要になってくる。

今は財政係と担当部、課のほうで調整を進めております。最終的には来年の 1 月の中旬三、四日かけて全部チェックをしながら、削るべきは削り、増額すべきは増額していくという対応をしているわけですが、非常に厳しい編成ではあります。

国のほうもご承知のように概算要求がまず出ます。そうしますともう何兆円開きがあると

か、これは必ず出てくるわけですがけれども、その中でどう工夫をしてそれを削減できるか。ただ、削減するだけではなくて、やはり有効な、そしてどうしてもやらなければならないものには増額も考えなければならないわけです。なかなか簡単にこうですよ、ああですということが言葉としては言いづらいという部分がありますので、ご理解いただきたいと思います。

○副 議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 平成 28 年度予算編成と見える化について

本当に国の具体的な方針が出ないとなかなか実際のところは、私どもに示したくてもできない部分があるのは重々承知しております。ここでちょっと別の角度からお聞きしたいのは、市長は我が市のいろいろ合併特例の部分でやっておりますけれども、当初の予算の適正規模というのはどのぐらいに見ておりますでしょうか。一般会計でございますけれども。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 平成 28 年度予算編成と見える化について

標準財政規模というのは、一般的には示されているわけです。それが今どうだというのは、必要であれば財政に答えさせますけれども、それとは大きく離れているわけであります。我々の地域じゃあ幾ら、どの程度が適正規模かと言われても、それはちょっとお答えできません。その時々で全く違いますので、一番いいことは収支が均等になればこれが一番いいわけですし、収入のほうはまだどんどん増えてくれば黒字で繰り越せるという、前年度分とかのそういうことがなくて単年度収支で黒字が出るようになれば、これは一番いいわけですがけれども、なかなかそういう状況ではないということもご理解いただきたいと思っております。

標準財政規模だけちょっと財政課長に答弁させます。

○副 議 長 財政課長。

○財政課長 1 平成 28 年度予算編成と見える化について

当初の標準財政規模につきましては、百九十四、五億円、その程度の規模になっております。

○副 議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 平成 28 年度予算編成と見える化について

195 億円、今の部分とかなり違うなという部分がありますけれども、自分勝手にいろいろしたときに 300 億円ぐらいなのかなという感じで、私は考えていたのですけれども、それはあれで結構でございます。私のまだ勉強不足でございますのでよろしいかと思うのですけれども。

ちょっと 1 点、財政計画の中で確認したい件があります。今、我が市は、合併特例債の計画をしている中で 257 億円ですね、特例債をした中で、実際 228 億円使っておるわけであります。あと魚沼荘とか消防のデジタル化とか中学校の統合が終わりますと、実際のところは平成 32 年まで 28 億円しかないというのも承知しております。そうすると新たな取り組みができないというのが現実なわけです。その中で地方創生、1 億総活躍という部分ができた中

で、そういう部分を国の補正なんかを期待しているわけです。市長が財政健全化の中で平成28年以降ですか、大体投資事業額は20億円ぐらいだというふうに前に述べられましたけれども、その点、財源はある程度固定をしていかないといけないという話をされましたけれども、その点の部分に関してはわかりがないのでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 平成28年度予算編成と見える化について

特例債事業で、結局まだまだこれから新たにこういう問題が出たからやるということはあまり想定していません。新市建設計画にのっとった部分——ただ、ちょっと想定できなかったのは、学校等の耐震化とかそういうことは、別に当初から予定していて新市建設計画の中に折り込んでいたという部分ではありませんから、これは別個でありますけれども、新たな事業を合併特例債でこれから何か起こしていこうということは全く考えておりません。

そこで、どう申し上げればいいのでしょうかね。要は、今、議員が最後にお聞きになっていただいた投資的経費ですね。今、特例債が入ったりして大体40億円前後。これは特例債が終わるともう完全に半減しますということは申し上げてまいりました。下水道、水道等も含めると60億円前後だったのですけれども、下水道ももう今年度で一応基幹的な部分は全て終了しますが、来年度以降、農集の処理場の施設を廃止するという事の中で、全部公共下水道のほうに結びつけるその部分をやっていかなければなりませんので、これが毎年5億円前後出てきましようか。そんなことから、一般的に言われている建設事業的なものはもう半減と、これはもう大体間違いないと。

ただ、これから新たに特例債を使う部分ではなくて、市としてやっていかななくてはならない部分というのは、里山再生も含めて林業関係のほうの部分というのは、これはどうしてもやっていかなければなりません。山の荒廃を防ぐ、二酸化炭素の吸収率を上げる、それから木材の利用ですね。そういうことを含めると山のほうに相当力を入れていかなければならない。

そんな状況はありますけれども、一時的といいますか固定はしていませんけれども、それ前後にはやはり減らさざるを得ないし、特例債でやっていく事業がないということですね。ですから、特例債対応でない一般財源をきちんと使うなり、あるいは補助事業をうまく取り込むなりして、新たなそういう事業も必要なものは起こしていかなければならない。そんな状況であります。

○副 議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 平成28年度予算編成と見える化について

ちょっと別な観点ですけども、予算の編成の時期でどうしても私が気になる部分であります。それは城内診療所の特別会計と病院事業会計。これも実施計画で私どもに示されました。3年間の繰出金は、20億3,200万円という数字を見せていただきました。これは、整備事業費は除いてであります。そして平成28年度の繰出金は7億8,500万円という数字が記載されておりましたけれども、今回、予算議会ではありませんので詳細は結構ですけども、

もう少し、ゆきぐに大和病院の借入金、このまた赤字の部分に関して、今後具体的にどのようにしていくかという処理方法というかそういう部分も含めた中で、私は今、考えなければいけない時期に来ていると思います、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 平成 28 年度予算編成と見える化について

病院事業会計の中で実質的に一時借入れをしながら回している——いわゆる借金ですね。簡単に言いますと、本当の借金が5億円から6億円、今6億円ぐらいあるのですね。本来これを1回解消してやらないと、なかなか資金運用もうまくいかない。それから新しく大和ということではなくてこちらへ建てましたから、この償還といいますか、その費用がかかってくる。ですので、病院関係につきましては、今後5年間はどうしても相当繰出金をきちんとやっていかなければならない。5年間、5年間と言いますけれども、5年間かけてちくちくやっているのかということでもあります。これからちょっと考えますけれども、基金を使いながら、もう一気に病院事業会計の赤字をなくするとか、そういうこともちょっと考えないと、なかなか厳しいかもわかりません。

ただ、新しい病院あるいは今の40床になった大和病院につきましても、シミュレーションを維持する、あるいはそれをちょっと超える成績でありますので、シミュレーションどおりいけば5年間で大体赤字部分というのは解消していけるということです。当面は一応実施計画の中では7億円とか8億円となりますが、これは一気に15億円とか20億円ということを実行するかもわからないということは、ひとつご理解をいただいております。

城内診療所につきましては、いつでしたか申し上げましたように、先生がどうしてもご都合がありまして3月いっぱい退職でありますので、かわりの先生を見つける、あるいは民間にこの部分を委託するとか、それらも含めて抜本的な対応を考えていくということになります。

○副 議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 平成 28 年度予算編成と見える化について

変更もあり得るということで、本当に現場の皆さんがやはり張り合いをもって頑張れるように、ギリギリの中で支援していくのも大事かと思っております。ただ、限りない財源ではございませんので、その部分もきちんとした中でやはり進めていっていただきたいと思っております。

次の補正の部分でありますけれども、市長が示したように3兆5,000円億円という大項だけは出ていますけれども、詳細はこれからであります。国のほうも1月4日に召集して始まると聞いておりますので、ぜひ、現場としても1日も早い補正の追加を執行していただきたいということを望んで、次の項目に移らせていただきたいと思っております。

3番目の重点課題の考え方と予算の見える化でございます。その前に来年度の重点政策の1つに、昨日も出てきていますけれども、南魚沼市版のC C R Cという部分が出てきています。正直言って、ちょっとほっとしたというのが事実であります。私の認識不足で、今まで

自分が考えていた部分となり違ってきたなど。特にこの1か月間、当初私どもも会議に出ておりましたけれども、かなり変わってきて、ある面ではシニア層から老若男女を問わずに、新たな産業を目指していくという、まさに市長から決意も新たなそういう部分を聞かせていただきました。そういう部分では本当にほっとした、これからまたきちんと見ていかなければいけない部分である。まだいろいろ難題がいっぱいありますので、そんな一概には言われないわけですが。

そこで、お聞きしたいのは、先行型交付金が今、100分の100で4,200万円ですが、この前もあったように今後は削減をされていく。まずは2分の1になるとあります。そこでやはり気になるのは、事業主体は民間でありますので、市長からも私たちは、水道とか道路とかインフラ部分だけであると聞いておりますけれども、市の持ち出し金という部分は本当に大丈夫かという、これが気になるのですけれども、ちょっと確認の意味でお聞かせいただきたいと思っています。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 平成 28 年度予算編成と見える化について

CCRC関連につきましては、例えば今、想定しております200戸、これは戸数が200ですから、1戸1,000万円かかるとして投資は20億円ですね。1,000万円ではなかなか確かな住宅はできませんから、2,000万円あるいは2,500万円という、40億円、50億円。そこだけでは済まないわけでありまして、それらいろいろ含めると、やはり50億円から100億円規模の建設事業的なものになっていくわけです。

その中で、今、議員におっしゃっていただいたように社会資本的な部分ですね、これはやはり市としてやらなければならないわけでありまして、その位置がどこに決定するか。あるいはどういう、例えばマンション建てになるのか、マンション風といいますかね。あるいは戸建てがいいのかという問題もまだ出てくるわけでありまして、それらによって対応は大きく変わっていきます。当然、国に全部我々がそれを依存しようとかということではありませぬけれども、そういう結局その施策をやるために生じる費用でありますから、国や県も一緒になってやっていただかなければならないという思いはあります。

しかし、おっしゃっていただいたように、交付金は半額にするとか、いろいろまた国のほうも考えてきているわけですが、半額というのは、全体の中の例えば1,000億円出していたものを500億円にするとか。しかし、重点的にもう先行してやっていくところについて交付金を半額にするという意味ではないというふうに、私は理解していますが、そこはちょっとまだわかりません。わかりませんが、市としてどの程度の財政出動をこのためにしなければならないのか。

ITパークの場合は大体2,000万円ですね、これはもう全く市の単費でやる予定です。これは別に今、地方創生の中でこれからうまく取り込めれば取り込めるかもわかりませんが、とりあえずはそういうことです。ちょっとその状況がまだごくはつきり読めませんので、来年度の予算の当初からCCRC関連で市の具体的な持ち出しが何億円だとか、何千万円だと

かということにはなっていないわけです。しかし、予算はある程度つけておかなければなりませんので、交付金の状況等もまた確認をしながら。今、我々がやるのは、一般的にはソフト部分と言いますか、まだすぐに道路をつくるとか、あるいは下水を布設するとかということにはならないわけです。ニーズ調査等も含めたりあるいはお試し居住関係を今、あの交付金の中でやっていますけれども、そういうことをまだ継続もしていかなければなりませんので、そういう部分がどの程度見込めるか、ちょっとまだ今わかっておりませんが、そんな部分であろうというふうに思っております。

○副 議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 平成 28 年度予算編成と見える化について

そして、私がちょっと確認したい部分ですけれども、第 2 次総合計画の中にも C C R C の部分に関して、アクティブシニアの移住促進という文言が出ておりますけれども、今、国はある面では首都圏の高齢者を地方にと、かなりそういう部分を思っているわけです。当市はその元気な人たちを、という部分がありまして、今度は若干 50 歳以上という形でもきのう話がありましたが、そういう部分が出てきておりますけれども、そうなった場合、国の方針に関してこういう部分は問題がないのかどうか、そこをちょっと確認してみたい。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 平成 28 年度予算編成と見える化について

移住ということに関しては、それは若年層であろうが、高齢者であろうが全く関係ありませんから、移住促進ということでやっています。高齢者とか介護とかということを大分前面に打ち出している部分があります。我々は、もう介護状態になっている人を連れてくるつもりは全くありませんので、こちらからそういう人があってもお断りをしなければならない。元気な方です。それが例えば 80 歳であっても、すごい元気でまだバンバンとやれるということであれば、それはそれで結構ですけれども、もう介護状態になっているのをそういう施設をつくって受け入れますということは絶対するつもりはありません。

○副 議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 平成 28 年度予算編成と見える化について

市長の力強い、市民もほっとするような部分も感じております。ぜひ、そういう面で一つ一つ乗り越えて行っていただきたいと思って、次の予算の見える化の部分でお聞かせいただきたいと思っています。市民の皆さんも来年度予算はどのぐらいになるかという、今はそういう時期かと思えます。特に事業をいろいろしている人たち、重点政策はどんな感じなのかというのは、かなり気をもんでいる部分があるかと思えます。

先ほど言ったように、我々議員はそういう予算の編成権もないわけでありまして、何とも言いがたいのですけれども、私が言っているのは、予算が決定するまでどういう流れで行っているのだろうか。そういう部分の、要するにもっとそういうことを公開しているような自治体も結構あります。全く我々のわからないところで 3 月議会にこうなりましたとって提示された中で、私どもがやっぱり反対というか拒否というか、正直言って修正動議をする

というものなかなか決意がいることなのです。やはり二元代表制ですから、きちんとした中でもんだ中で予算編成するというのも1つの考え方だと思いますけれども、市長はいかがでしょう。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 平成 28 年度予算編成と見える化について

二元代表制の原則からいきますと、これは原則ですから悪くとらないでいただきたいのですが、皆さん方に予算の編成権はないわけですので、提出した内容を確認していただいて、修正するべきは修正、否決するべきは否決、可決すべきは可決という判断を、我々は議会に求めるわけです。ですから、その過程の中で議員の皆さん方とこういう事業でこうだああだという議論をするという場合は、全く設ける制度としてはないわけです。

そして、我々も大きな方向転換とか、突然降ってわいてきたような大きな事業をやらなければならないとか、そういうときはもう事前に皆さん方に全員協議会とかこういうことの中で、一応議会の皆さん方のご意向を伺うわけです。

この編成に今、各部、課から上がってきている内容をつまびらかにしたり、あるいは査定の内容を今つまびらかにしたりとかということは、私は全く考えてはおりません。もしそれが見える化ということであれば、議会の皆さん方がそれを本当に望むということであれば、それはやはりちょっと立場の、何といいますか——いわゆる議会のほうの、言葉は悪いですがけれども越権行為であります。ここはひとつご理解いただかないと、その予算編成の過程を全部皆さん方と協議をしながらやっていけなんていえば、これはとてもじゃないができませんので、そこはひとつご理解いただきたいということでもあります。

○副 議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 平成 28 年度予算編成と見える化について

私がなぜこんなことを言うかという、ちょっとまた変な部分で入ってもらいたくないのですが、例えば一昨年だったでしょうか、緊急経済対策ということで補正が出てきました。そういう面ではこれからは全部交付金という形でいろいろ出てきます。交付金というのは、ある面では国から来て自治体にとって使い勝手がいいわけです、何に使ってもいいわけでありまして。

例えば先ほど言ったように、一昨年の緊急経済対策という部分での交付金で来た金額に関しては、多分、小学校の耐震補強かなんかに使ったかと思うのです。それが緊急対策であれば、それで別に構わないのですが、例えば昨年度人口減少の交付金という部分で、子どもの医療費助成という部分でも入ってきました。それも別の部分で使った。これはもう市長の権限ですから、私どもが云々は言われたいのですが、そういう面では、これからどんどんそういう部分で、合併特例債が終わって地方交付税の特例の部分の期限が切れてきている中で、どうこの財源を確保した中で一つ一つやっていくか。

これから PDCA という計画とか実施だとか監視だとか改善という部分を、我々はどうしてもそれを見ていかなければいけないわけですが、決して私は全てを全部出せという

ことを言っているわけではないのです。そういう部分の中で平素の部分で、今市長がおっしゃったように、大事な部分は全員協議会をしてでもしていこうとありましたけれども、せめても大綱部分というようなものをどんどんこれからは開示のような、そういう状況になっているものですから、全て出せなんて決して言うておりません。ですけれども、そういう部分、これはという部分は、またこれからどんどんしていくべきではないかと感じるのですが、市長も大分ちょっと顔色が変わってきましたけれども、ぜひお聞かせいただきたい。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 平成 28 年度予算編成と見える化について

議場が大分暖かくなってきてまして、上気はしております。一昨年ですか、交付金。これはですね、地方に好きなように使えというのでは全くないのです。全てひもつきであります。ですから、例えば補助事業に該当していて、いわゆる単費分があるわけです。その分に上乘せしなさいとか、だから地方の支出を少なくしろということです。そういうことなのです。ですから、議員がおっしゃったように、1 億円なら 1 億円市のほうに何でも使える金が来ましたと、そうであればそれはまたこれをどうするかという話は、全員協議会をしてやれるかもわかりませんが、全くもうそういう余地のない。ですから、国の言っていることは、全く地方といろいろ話をして相当地方の言い分を聞いていただいているのですけれども、100%ひもつきだと思っていてください。自由に使える金というのはもう交付税だけです、今。あとはいろいろの税関係ですね。

ですから、ちょっと誤った情報——我々も最初はそう思ったのです。自由に使える。全然自由じゃない。医療費ですか、医療費分については、確かうちはもう 5 歳までの子どもたちを完全無料化していましたから、確かそれでその後のことをどうやるといってもなかなか難しい。1 回やりますと、もう制度としてやっていかなければなりませんので、これはちょっと見送ろうということだったような気がしています。そういう状況ですので、ひとつご理解を賜ればと思います。

○副 議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 平成 28 年度予算編成と見える化について

私の認識不足の部分もあったかと思いますが、ひとつお許しいただきたいと思っております。やはり、私は何とか開かれた議会、開かれた行政という部分について、できることはしていってもらいたい。せめても重点政策等なんかはやはり開示していくべきではないのかなと思う一人であります。薩摩川内市なんかは、もう明確にきちんと一つずつ全部やっていますよね。そういう部分はなかなかそれだけ人材がいないわけですので、そういうわけにはいかないと思いますけれども、そういう部分でもできる部分、先ほど言ったように、大事な部分に関してはぜひ、全員協議会等で投げかけていただきたいと思っております。

2 若者の所得増大と雇用支援策について

時間の関係で次の大 2 項目に移らせていただきたいと思っております。若者の所得増大と雇用支援策についてお伺いしたいと思います。日本経済は力強さを取り戻しつつありますけ

れども、そう言いながら不本意な非正規雇用による低賃金、過重長時間労働など青年が置かれている状況は依然として厳しい状況にあると言われております。また、晩婚化だとか非婚化などのライフスタイルが一層多様化している中で、本当に今こそ青年一人一人に光を当てなければいけないときでありますし、またなかなか青年というのが立場上言いたくても言われぬ、そういう部分があるのも事実でございます。そういうのを聞いていくのも私たちの政治の仕事であります。

そこで、当市における先ほど高校生の実態等の部分は聞かせていただきました。就職率の部分も大体お聞かせいただきましたけれども、派遣労働者だとか非正規の実態なんかはどのように把握されているのか、まずお聞かせいただきたいと思っています。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 若者の所得増大と雇用支援策について

登壇します。当市の就職率と派遣労働者、非正規雇用の実態ということであります。今この就職率把握ということになりますと、事業所と雇用者の実数を逐次把握しなければならぬということで、非常に手間と費用もかかって困難ということであります。そして、どこの自治体でもデータを持っていないわけではありますが、そのため就職率については、5年に一度行われます国勢調査これをもとに算出するというようになってまいります。今年度の調査は今集計中ではありますが、公表は来年度であります。

直近の資料としては平成 22 年のものでありますけれども、当市の 15 歳以上の生産年齢人口及び老年人口の合計 5 万 3,131 人に対しまして、就業者数は 3 万 686 人でありました。就職率は 57.75%ということであります。これと比較するためにまた来年というか、ことしやりました国勢調査の公表を待つということであります。

それから、派遣労働者、非正規雇用者の実態ですけれども、これはハローワーク南魚沼管内で取り扱いました各年度の就職件数に対する正社員の割合は、リーマンショックの影響を受けました平成 22 年度の 53%から徐々に改善されておまして、平成 26 年度には 65.1%まで上がっております。したがって、派遣労働者、非正規雇用者の割合もこれに反比例した形で減っているのではないかと思っております、方向的にはよい方向だということを感じているところであります。

○副 議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 若者の所得増大と雇用支援策について

なかなか現実には確かに市長がおっしゃるように、質問の通告が本当に申しわけなかったのですけれども、実際の数字をつかむのは難しい部分かと思っております。私のいただいたというか、調べさせていただいた平成 26 年の経済センサスの基本調査という、これは一部分でありますけれども事業所の部分を見たときに、我が市の雇用、常用雇用といっても非正規でも、ずっと勤めていて正社員になっていない人もいるわけですが、ここが 77.6%という数字をお聞かせいただきました。男性が 74.3%ですか、女性が 81.7%という数字をちょっと調べさせていただきました。そうした中で私ども地域は、一般によく言われている非雇用といっても、ち

よつと事業所別の数字を見たときに、やはり宿泊業、飲食サービス業が一番悪くて 49.6%。自分も同業者ですから、わからないでもないのですけれども、そういう数字が出ているのが事実かと思えます。

聞かせていただきましたので、すごく私がその中で気になるのは、若者の所得の増大という部分。そしてあと今社会問題になっているブラック企業という部分に関しまして、我が市の実態はどうなっているのだろうと感じるわけでありまして、我が市の事業所の平均雇用数は 8.2 人とお聞きしております。そうしたときに本当に小さい企業の中で人はまさに命でギリギリの状況下で雇っているのが現実であるわけでありまして。この地域の経営者は誰でも給料を上げたいとみんなが思っているわけですが、なかなか現実には難しいというのを感じております。

そういう中で新聞等の報道、1,000 人以上では賃上げなんかは 2.31%だとか、99 人以下の小規模では賃上げが 1.76%だとか、そういう数字が出ておりますけれども、現実にはなかなか当市に関しては難しいのではないかなと推測されるわけでありまして。その点、その所得部分ですね、どのように今感じていただけるか。また、もし、そういう部分がわかりましたらお聞かせいただきたいという部分と。

先ほど言ったようにブラック企業の部分でありますけれども、この 10 月に青少年雇用促進法がされました。それはやはりこういう若者の大量採用をし、使い捨てるような状況が見受けられるという部分で、こういう法が出た。今まで介護だとか障がい者とかそういう部分の雇用に対する法はあったけれども、若者に対する法がないということをつくったとも聞いております。その中で特に私の耳に入ってきている中で感じるのは、当市のマタハラというか、妊娠するととにかく退職せざるを得ないという現実も耳にしておりますけれども、そういう実態等をわかる範囲で結構ですので、お聞かせいただければありがたいと思っております。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 若者の所得増大と雇用支援策について

今、議員がおっしゃっていただいた資料は、確か議員のほうにちょっとお渡ししてある、その部分からいきますと、平成 25 年度の各自治体の住民 1 人当たりの年間平均所得というのが、ことし 4 月には新聞に載ったわけですが、南魚沼市はこの平成 25 年度では 246 万 2,000 円、県内 30 自治体のうちの 15 番目であります。真ん中、低くもないけれども高くもない。しかし、年齢区分でいきますと、50 歳から 59 歳が一番高い、平均的には約 300 万円近くなっています。その次が 40 歳から 49 歳ということで、19 歳以下という部分については、百五十五、六万円ですね。それから、20 歳から 29 歳が 167 万円、30 歳から 39 歳が 216 万円とか、やはり若年層そのものは賃金形態からいけば低いということですが、これでいいのかということは非常に感じております。これは平均ですので、ぐんと低いところがあったり、高いところがあったりというのは、わかりませんが、こんなことであります。

そこで、この所得を上げなければならないという部分は痛感しているわけでありまして、やはり産業の集積をしなければ、なかなか所得そのものも上がっていかない。そういう産業

を育てる、あるいは誘致するというところに今、全力で取り組んでいるところでもあります。

ブラック企業的な部分については、新聞等にいろいろ報道されておりますが、今、我々の範囲の中でそういう話というのは、残業がいっぱい、とか、なかなかこのところ忙しくて休みがとれない、という話は、それは聞こえてくることはあるでしょうけれども、明確にちょっとひどすぎるといふ部分については我々のところで把握ができておりません。労働基準監督署がどう把握しているのかというのは、これはなかなかまだわかっておりませんので、当面今のところそれはないだろうと。

マタハラにつきまして、議員の耳にもそういうことが入ったということですが、我々のところでそういうことの相談を受けたり苦情を受けたりということは、今のところ市のほうまでのその部分ではないようであります。これはなかなか表にでてくるまでが大変だということでもありますので、その辺はそういう部分があるとすれば、また労働基準局等に話をしながら、実態解明も含めて労働基準局がどう対応していただけるかわかりませんが、市としてそういうことはしてはなりませんとか、禁じられていることとしての周知はしていかなければならないと思っておりますが、そんな状況であります。

○副 議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 若者の所得増大と雇用支援策について

市長から年齢別の所得の部分がありましたけれども、若い人はなかなか 19 歳以下というのは年間 160 万円を切っているわけですね。20 歳から 29 歳でも 167 万円という数字を見たときに、我が市はまだ本当に厳しいというか、それが現実だという、まずそこを知っていった中で何ができるだろうかということで、次の項目等も入ってくるわけでありますけれども、ぜひそういう部分をこれから行政としてもやっていきたいなと思っております。

そんな中で、マタハラの防止策という——情報を聞いてはいないということですが、現実なかなかこれは会社で相談というのは、やはり表に出ると、結局回り回って自分がいい状況にならないですね、正直言って。なかなか言えない、要するに水面下の部分であります。

ちなみにですけれども、厚生労働省が実際に調査をしたところによりますと、マタハラの経験がある女性というのは、派遣社員で 48.7%と調べた中で聞いております。正社員では 21.8%であります。そうした中で解雇になった人が 20.5%、そして雇用がとめられたという方が 21.3%という数字を調べさせていただきました。

その数字を見たときに、当市においても水面下で出てこない部分がいっぱいあるのではないのかなと推測せざるを得ない。そうあってもらいたくないのです。私たちの地域は経営者の顔もみんなわかりますから、ブラック企業という言葉すら私は好きではありません。みんな必死な思いでやっているわけですから、そういう表現というのはいかなものかなと思っておりますけれども、現実がそういう部分もあるということ、ぜひ、行政も知っていただければありがたいと思っております。そしてやはり、今どんどん改善をしているところは、優良企業としてハローワークなどで PR をして助成金だとかそういうのも加算されたとも聞いておりますので、そういういい部分などはどんどん広報していってほしいと感じる次第であり

ます。

その点、ないということでございますけれども、ぜひもう一度労働基準局じゃないですけども、そういう部分ときちんとすり合わせした中で何ができるかという部分。そうなる私と私が3番目に提言させていただきました経済好循環実現のための地方版の政労使会議はできないものかという部分に移らせていただくわけでありまして。自治体だとか、ハローワークだとか、使用者の団体だとか、我が地域で言えば商工会さんだとか、労働団体などそういう部分が集まって、地域の課題について話し合う場というものも、やはり今後必要ではないのかと感ずますが、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 若者の所得増大と雇用支援策について

先ほどのマタニティハラスメントの部分について、小出労働基準監督署ではなくて、専門機関が現在厚生労働省の出先であります新潟労働局雇用均等室で県内の対応をしているということでもあります。これだけちょっと、さっき私は労働基準局という話をしましたが、そうではなかったという。その政労使間のいわゆる懇談的なことは、毎年商工観光関係のほうでの企業懇談会とか商工会との懇談会とかということはやっておりますが、何かを位置づけて政労使で懇談をしようということについてはまだやってはおりませんが、そういうことを始めているという自治体もあるようであります。それらの情報を収集しながら、何をやるべきかというところが入らないと、ただ懇談しようじゃ困りますので、そういう低賃金の問題だとか、あるいは職場でのハラスメント関係のことだとか、そういう課題を一つ一つ取り上げながら、そういうことができればいいなと思っておりますので、もう少し時間をいただければと思っております。

○副 議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 時間の配分がへたで、次へ移らせていただきます。

3 子育て支援強化について

子育て支援強化についてでございますけれども、私は通告させていただきました、子育て世帯の切れ目ない支援を行う、子どものための包括センターというような整備ですね。今、私たち地域は支援センターというのを設けております。介護は介護の包括支援センターというのがあります。介護に関してはそういう一括した部分がありますけれども、先ほど言うような子育て世帯に関して、そういうものをもう少し充足するという考えに関していかがなものでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 子育て支援強化について

これにつきましては、女性の妊娠期から子育てに至るまでの支援ということで、昨年度、政府は閣議決定した地方創生の5か年計画の総合戦略に、「子育て世代包括支援センター」ということが盛り込まれているわけです。我々もこの制度をもっときちんと精査しながら、こういうことがあるのが一番いいわけですので、取り組めるか否か。前向きにこれは取り組ん

でいかなければならないと思っております。人口減少対策にも大きくつながるのだらうと思っておりますので、一般的な言い方ではなくて、本当に前を向いて前向きに検討してまいります。

○副 議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 3 子育て支援強化について

前向きということで、本当によろしくお願ひしたいと思ひます。次に保育園の利用緩和についてでありますけれども、私たちはことし3月議会で、保育園の条例の一部改正をいたしました。その中で入園基準の具体的部分を示した中で、特に就労時間の上限を48時間から64時間と改正した部分でありますけれども、そうした中で改正後の我が市は、その対象となって実際にどのぐらい保育園を出なければいけないような人がいたのかどうか。その部分をお聞かせいただきたいと思ひます。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 子育て支援強化について

制度的に改正をされた中で、保育に欠ける事由に該当することで入園が承認されるという仕組みになったわけです。しかし、市のほうでは、この変更によります保護者の混乱を避けなければならないということで、経過措置を設けまして、今年度については保育に欠ける事由に該当しない1号認定の場合も入園を可能としております。

ですから、これから来年度から今度はこれを新たにちょっとやっつけていかなければならない。事由に該当しないという部分ですね。ということは、働いている時間が少ない。家庭で見られる時間があるということでしょう。ここが程度適用させていく部分が出てくるわけですが、これは今までの部分と大きく違う部分がありまして、非常に厳しいのです。本当にきちんと適用しますと厳しいものですから、それを今どう対応すればいいのかという、一応こういうふうに法律的に変わってしまったわけですから、それを全然守らないというわけにはいきませんが、これを厳格に該当させますということになると、やはり混乱が出ると。

今ちょっとどういう方向にきちんと持っていけばいいのか。各保育園の定員にあきのある場合というのは入れながら、ちょっと緩和できる部分があればいいなと思ひますけれども。今ちょっと触れましたように、保育に欠ける事由に該当しない場合は、1号認定であります。そして、これは幼稚園や認定こども園に入園が可能となるということでもありますので、市の子ども・子育て会議におきまして、各保育園の定員にあきのある場合に限っては、1号認定の場合でも入園を許可しようとして制度緩和をしていこうということで、子ども・子育て会議のほうからは一応ご了承いただいたので、そのことをまず適用していきたい。

しかし、それでも何か問題点が私には出てくるような気がするのです。ですので、とにかく柔軟に対応できるということを念頭に置きながら、まずはこういうことから始めてみたいと思ひます。

○副 議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 3 子育て支援強化について

条例改正のときも、市長は一人一人に寄り添って相談を受けてやっていきたいというような答弁をいただいたもので、議員の皆さんも、よし、わかったそれだったらいいなという形でみんな可決したわけであります。そこで、私の耳に入った中でも、例えば第1子を保育園に入れていたわけですが、自分がお子さんを授かって、そして3か月になったら保育園から出てくださいと。そういう状況を実際耳にしております。そしていよいよ3か月過ぎたらその人も現実的には仕事をしなければいけないわけですから、就活をしなければいけないのだけでも、第1子のお子さんが出てきて、実際に2人を抱えて就活なんていったら、現実はなかなか難しいですよ。そういう実態であります。

市長も言ったように、この規約には市長が保育の必要性に応じて調整ができるとあります。首都圏みたいに待機者がいっぱいいるのだったら、そんなわけにもいかないですよ、本当に。我が市は待機者ゼロのわけであります。そうした中で本当にどう切れ目のない子育て支援をしていくかという観点からしたときに、やはりもう少し柔軟に考えていくという、市長からいよいよ4月からそういう方向も検討しているという部分をお聞かせいただきましたので、ぜひお願いしたいと思っています。

2015年のこのときに、第2子出産の育児休業取得時に第1子の保育が継続して必要という人には入ってもいいという項目がきちんと入っているわけですから、そういうところを限った中でこういう状況になったということは、何らかの部分があったのだと思いますけれども、先ほど何人ぐらいいられるかという、まだ掌握していないという部分なのかわかりませんが、多分現場ではっきり言ってそういう何人ぐらい実際に出ざるを得なかったというのは掌握していると思います。そういう部分をやはり加味した中で、ぜひ新たな部分を検討していただきたいと思いますけれども、市長この点もう一度ちょっとお願いしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 子育て支援強化について

実態把握というのが難しい部分もあります。本当にそういうことでお困りの方、そうでないという方もやはりまれにはあるのです。みんな人がやっているからうちも、家で見ていられるのだけれどもやりたいとか、そういうこともありまして、なかなか一律的にこれだという対応が難しいところがありますが、個々の対応の中で。

今、保育園では保育園の園長が、一応原則はそうですけれども、例えば実家で皿洗いや何とかなしなければならぬとか、何か仕事をしなければならぬ状況があれば申し出てくださという程度のことまでは、一応言っています。もう機械的にだめということはやっていません。何か理由をうまく見つけていただければということで、内職でもいいのです。そういうことを一応お聞きしながら、通知をしているというところですので、相当柔軟に対応しようとは思っています。

今、実際何人出なければならなかったということは、ちょっと私把握していませんが、担当が今ここですぐわかたら——ないそうです。ですので、相当柔軟に対応していると。この場で、そういうことは一切抜きにしてみんなやっているなんてことは言えませんので、対

応を柔軟にやっているということだけご理解いただければと思います。

○副 議 長 市長。

○中沢一博君 3 子育て支援強化について

本当に市長の温かい言葉をいただきましたので、ぜひ個々に対応いただきたいと思っております。

最後の項目、赤ちゃんの駅の整備についてでありますけれども、これは外出時に乳幼児のおむつのかえや離乳ができる施設をという部分であります。例えば我が市においては道の駅ではすばらしいのができております。それで本庁舎においての実態は、障がい者の方のトイレのところですね、併設しております。基幹病院でも実際のところは小児科に行かないとなしい。今、インフルエンザとかそういう困っているのだけれども、実際はあそこへ行くとなしいというのが現実であります。

そうした中で、やはりもう少しそういう部分を、一般の家庭もあわせた中で、登録制をした中で、どんどんそういうものを拡充していく必要があるのではないかと私は感じております。そういう点に関して、市長、ホームページ等でもきちんと出して、そして市外からの観光客の皆さんなどでも安心して、子育てに頑張っているな、そういう部分を進めていただきたいと思いますが、最後お願いしたいと思っております。

〔制限時間到達のブザー音あり〕

○副 議 長 市長。

○市 長 3 子育て支援強化について

これは県内では見附市が何か始めまして、見附市内に 22 か所の公共施設と 6 か所の民間施設が登録されているということでありまして、施設の内容等については、今、道の駅のトイレのところにはお子さんを寝かせておかれるようなところがあったりですね。そういうところがではどれだけあるかというのを、公共施設的にはある程度わかるかもわからないが、民間の中ではちょっと我々が把握をしておりませんので、まずはそれらの施設の確認をしながら、登録することでそう大きなお金がかかるということではないと思っておりますので、これはちょっと見附市さん等の例も参考にしながら、考えていかなければならないことだと思っております。

○副 議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開時刻は 1 時 20 分といたします。

〔午前 11 時 56 分〕

○議 長（山田 勝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 1 時 20 分〕

○議 長 一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位 13 番、議席番号 20 番・腰越晃君。

○腰越 晃君 議長より発言を許されましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

南魚沼市後期教育基本計画が目指す教育とは

この質問の導入部分で、教育基本法また国の基本計画等を述べさせていただきたいと思えます。長くなり、質問の中で重複する部分もありますが、ご容赦をお願いいたします。

南魚沼市後期教育基本計画が目指す教育とは、日本国の教育行政はご承知のように、平成18年改正された教育基本法に沿って進められています。この改正基本法で私自身、重視する条項や評価する条項は、まず第2条の5つの項目の中に、個人の価値の尊重、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずること、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと、生命を尊び自然を大切にし、環境の保全に寄与すること、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うということなどがあります。

しかし、言い換えればこれらの内容は極めて当然なことと思われるのですが、社会の変化や国民の意識の変化とともに、時により軽視され、また多様な価値観があふれる中で、ある意味、混乱している社会になってしまった、そうしたことが背景にあり、このような法律制定、条文に至ったものであろうと、そうとも思えるのであります。そして、改正基本法は生涯学習の理念を第3条に定め、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるように、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図らなければならないとうたっております。

また、第10条においては、父母その他の保護者は、この教育について第一次的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るものとするとし、国及び地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めねばならないとして、家庭教育への支援も規定しております。また、幼児教育に関する条文も独立して加えられました。この基本法に基づき、国及び地方公共団体は、教育基本計画を策定することを義務づけられております。

そして、この教育基本法を受けて、平成25年閣議決定された第2期教育振興基本計画において、4つの基本的方向性に基づいて都道府県市町村は、基本計画を策定もしくは見直し、教育行政を進めることとしております。その国の計画の基本的方向性は、1番 社会を生き抜く力の育成、多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力を育成すること。2、未来への飛躍を実現する人材の育成。変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野をけん引していく人材の育成。3番、学びのセーフティネットの構築。誰もがアクセスできる多様な学習機会の提供。4番、きずなづくりと活力あるコミュニティの形成。社会が人を育み、人が社会をつくる好循環、以上の4項目であります。

こうしたものに基づき、平成26年、新潟県教育振興基本計画が策定され、南魚沼市は平成23年策定の南魚沼市教育基本計画——これは10年間ではありますが、これの後期、平成28年から32年の見直し作業を行っております。南魚沼市では、国・県の上位計画に準じながら、

市民憲章、総合計画をも念頭に置き、策定作業を進めております。その内容で、国の計画に従い、特筆すべき内容として計画を5つの編に分けております。1番 総論編、2番 学校教育・幼児教育推進編、3番 生涯学習・社会教育推進編、4番 子ども・若者育成支援推進編、5番 家庭教育推進編。

さて、地域社会を維持し発展させていくためには、人づくりが最も重要な課題であることは、これは論をまたないと思います。南魚沼市市民憲章には、「私たち南魚沼市民は人間を大切にします」しっかりとうたわれております。少子化そして人口減少が進む中で、子どもたちがたくましく成長し、よく働き、家庭を持ち、広く社会に貢献し、充実した人生を送るために、また、この地に生きる全ての年代層の市民が、それぞれのライフステージにおいて必要とされる、学びたい、そうした機会を補償し、教育を受けることを提供し、市民生活の充実を図り地域社会の活力を維持するために、学校教育のみならず生涯学習も充実させていかなければならない状況となっていると、そのように思います。

さらに、幼年期から少年期に至るしつけや生活習慣の大切さ、あるいは人間関係の基本を支える家庭教育、地域の一員として優しさや誇りを持って生きることの大切さなど、家庭や地域が人づくりを担うことも重要な課題であります。また、健常者のみならず、障がいを持つ方々や発達障がい、ニートあるいは引きこもり、こうした市民の方々が健常者と同じように、学びの機会や雇用の機会が得られるように、きめ細かな優しさのある教育も必要とされており、教育と産業分野の政策とのコラボレーションも重要な課題である、そのように考えております。平成28年から32年までの後期教育基本計画の基本的な方向性や、課題への対応についてお伺いをしたいと思います。

まず、計画の総論編、学校教育・育児教育推進編、生涯学習・社会教育推進編、子ども・若者育成支援編、家庭教育推進編、この5つに分けて編成することは教育基本法に沿ったものであり、わかりやすく支持できるものである、そのように考えております。

各編について、学校教育においては、学力や体力の向上そして精神力の向上、倫理・道徳観の向上も課題であり、中学生に多い不登校生徒へのカウンセリングの充実や、小・中連携による中1ギャップの解消など多くの課題があります。生涯学習においては、現在の断片的な社会教育や公民館活動の見直しと、全体的な構想の立案そして全体を管理することや各学習の講座のコーディネート、調整これも課題であり、誰がどのように、どこで実施するのかという具体的な進め方を考えていることも重要であります。生涯学習の範囲も従来にとらわれず、市民全年齢層が必要とする学習プログラムをどう設定し、誰が行うのかも重要な課題であります。

子ども・若者育成支援においては、困りや問題を抱える青少年たちをどのようにその一人一人の特性を理解しながら、正常な社会生活を送れるように導くのか。相談やカウンセリングだけでなく、さらに踏み込んだ支援が必要ではないかと、このように考えています。

家庭教育については、家庭の子育てや教育力の低下が指摘され始めてから長い年月が経過しておりますが、その解決策は依然として難しいものがあります。核家族化の進展、女性

就労の増加、プライバシーの尊重、就労環境の変化による家庭の変化など、従来の家庭教育のあり方を変えねばならない、そうした現状があるものと思います。そのほかにも多くの課題があるもの、そのように思っております。今回の改定教育基本計画について、以下の諸点について伺いたいと思います。

質問1、今回の改定作業にあたって、基本となる教育委員会の考えを伺います。

質問2、各編が目指す教育の課題と目指す方向性について伺います。

質問3、各編の教育計画に基づいて進めるときに、行政組織としては教育委員会、これには学校教育、社会教育、子ども・若者育成支援センター、各小中学校、総合支援学校、公民館等があります。そして、子育て支援そして産業振興等、こうした各行政セクションのコラボレーションが課題となるとと思いますが、全体のコーディネート、調整をどのように進めるか、こうした考えを伺いたいと思います。以上で1回目の質問を終わりたいと思います。

○議 長 腰越晃君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 南魚沼市後期教育基本計画が目指す教育とは

腰越議員の質問につきましては、教育長に答弁させます。私も言いたいことはいっぱいありますけれども、とりあえず教育長に答弁させますのでよろしく願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 南魚沼市後期教育基本計画が目指す教育とは

それでは、腰越議員の一般質問、南魚沼市後期教育基本計画が目指す教育とは、についてお答えします。教育基本計画に関する国・県の背景については、今ほど腰越議員が詳しく説明したとおりでございます。ただ、国が平成25年から動き出す前、南魚沼市は平成23年度にすでに教育基本計画を作成しております。

それでは1点目、改訂作業の基本となる考え方についてご説明します。平成23年度に策定した教育基本計画は、就学前の幼児を視野に入れながらも、主に義務教育期の児童・生徒を計画の対象としました。義務教育期にこだわったという部分が、今までの基本計画でございます。今回の改定では、市民憲章に示されている人間を大切に、自然を大切に、ものづくりをいつまでも大切に、明るく住みよいまちづくりを進めるという市民憲章の精神を教育の視点から解釈し、全ての南魚沼市民の喜び、学びを念頭に、南魚沼市らしさにこだわった教育基本計画に拡大、義務教育から生涯学習まで拡大させてもらったため、5つの章からなる教育基本計画にしました。先ほども腰越議員から説明がありましたが、大事な部分ですから確認をしていきたいと思います。

1点目は「総論編」、2点目は「学校教育・幼児教育推進編」、3点目は「生涯学習・社会教育推進編」、4点目は「子ども・若者育成支援推進編」、そして最後に重要である「家庭教育推進編」の以上の5つの編から基本計画を構成しております。

それでは2点目です。各編、5つの編の課題と目指す方向性についてご説明します。

1点目です。「学校教育・幼児教育推進編」は、1つ「安全・安心で活力に満ちた学校づく

り」、2点目「意欲を高め確かな学力を育成する教育の推進」、3点目「健やかな身体を育成する環境の整備」、4点目「夢・未来・希望を育む教育の推進」、5点目「共生社会の礎を築く特別支援教育の推進」、そして最後に6点目「幼児教育の推進」の6つを基本方針として掲げ、その実現に向けた25の重点施策を示しております。

次に「生涯学習・社会教育推進編」では、南魚沼市にある教育資源を活用し、子どもからお年寄りまで、生涯にわたって学習ができるシステムを構築することを課題としております。改正の大きな部分は、この生涯学習を基本計画に入れ込んだ部分でございます。方向性として1、「学びの郷 南魚沼プラン」2、「地元での学びの継続を可能にする、仮称、市民カレッジ」3、「市民の主体的な立案の実現を支援する、仮称、生涯学習センター」の3つの基本方針を立て、その実現に向けた8つの重点施策を示しております。

次に「子ども・若者育成支援推進編」です。この推進編では、子ども・若者育成支援センターが、平成23年4月に設置されて以来、相談業務を中心に青少年健全育成事業など、さまざまな事務局を請け負ってまいりました。昨今、貧困の拡大、格差社会、ニートや引きこもりの増加など社会現象の中で、子ども・若者育成支援センターに寄せられる相談は、多様で深刻なものが増え続けております。相談業務を通じて子どもや若者、その家族の支援を充実させることは、重要であると考えております。

そうした観点から、1点目、セーフティネットとしての3つの相談窓口、子ども相談、若者相談、家族相談を充実させること。2点目、関係機関や医療機関などの専門機関につなぐことによって、相談者に寄り添っていく包括的な相談支援体制の充実を図るという、この2つの基本方針を立て、その実現に向け12の重点施策を示しております。

そして最後に「家庭教育推進編」です。家庭は全ての社会生活の土台となるべき重要な場所と捉えております。家族の生き方や考え方が、子どもに与える影響は大きく、その子どもの生き方そのものに関係してまいります。家庭教育編を作成するにあたって、各編の担当者が集まり座談会形式でまとめさせていただきました。また、保護者の代表と私、教育長と対談したやりとりも掲載させていただきました。家庭における規則正しい生活が、子どもたちの健全な育成に欠かせないということを、家庭教育は親の責任できちんとしなければならない等のことが語られました。

それでは最後に、この計画をどのようにコーディネートしていくかについてお答えします。現在の教育委員会の組織機構図では、教育長、教育部長のもとに3課が位置づいております。後期教育基本計画は、平成28年度から32年度までの5か年計画であります。毎年度の重点項目を作成して、年度ごとに学校等に配付する予定であります。その進捗状況を評価し、全体調整を図り、コーディネートするために、教育長、私が最高責任者として、まとめ役を教育部長と考えております。教育委員会部局関係各課の代表者からなる仮称ではありますが、教育基本計画調整委員会を設置したいと考えております。必要に応じて学校・園の代表者及び市長部局関係各課の代表者を加えた調整機関として機能させたいと思っております。以上で答弁は終わります。

○議 長 20 番・腰越晃君。

○腰越 晃君 南魚沼市後期教育基本計画が目指す教育とは

答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。今ほどの答弁を伺ってしまして率直な感想は、やはりこれまでの学校教育偏重からまだまだ抜け出ていないのかなという印象を受けました。というのは、子ども・若者育成支援センターにおいては、まず1点目ですけれども、寄り添う関係機関を含めた調整、そうしたことで本当に困っている若い市民の方々をきちんと救い上げてあげる。そして、健常者と同じ普通の生活が送れるように、そこまでしっかり支援を続けていく。これは非常に難しいことであろうというふうに考えるのですけれども、そこら辺のところをこれからまた、あまり今まで多くの事例をお聞きしていないのですけれども、しっかり取り組んでいくんだと、そういう考えがあれば、あるいは方法論があれば伺いたいと思います。

あと、2点目ですけれども、今ほど生涯学習センターという、設立するという話がありました。やはり生涯学習を進めていく上では、さまざまな分野が、今でもあると思いますし、これから各年齢層に応じた3本立ての基本的な取り組むべき内容があるわけがございます。その中にまたたくさんいわゆる教育内容がついているわけでありまして、そうしたものを関係者がしっかり集まれるセンターであり、それをしっかり行政と集まって先生になる方々、あるいは学ぶ方々、日々、活気あるようなセンターを設置していこうとそういう考えがやっぱり必要になってくると思うのです。

我々、以前会派の政務活動、政務調査で愛知県知多市の生涯学習センターを訪問したことがあります。ものすごい熱気でした。主にああいいう地域ですから、トヨタ系の工場、会社がたくさんある地域で、やはり現役をリタイヤした方々が積極的にそういう社会参加活動を進めている。市民大学というものもありまして、年間を通じてさまざまな学習の機会を提供しています。ものすごい熱気があったんですね。その中に確か社会教育課という行政の課も一緒に活動しておりました。

そうしたやっぱりこれから後期5年間を経て、私自身、実際にそうした生涯学習環境ができるのかどうかというのが、平成32年以降になるのではないかなと、逆に思っているのですけれども、やっぱり絶対にあきらめない、センターをつくる。しっかりとそこを基本にして生涯学習活動を進めていく必要であると思うのですけれども、1回目の答弁でそこまでの考えが示されなかったのですが、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

それから、家庭学習ですけれども、家庭教育の分野。やはり私もPTAの活動を通じて、家庭や地域の教育力の低下が問題であるという話を伺ったのは、もう20年以上前になるかと思えます。そういうところから非常に指摘されていたわけですが、現状に至るまで状況を見るにつけ、むしろ悪くなっているのではないかと思うのです。この地域ではそうした問題が提起されていても、20年前の当市であればあまりぴんとくるものはなかったのですけれども、昨今はやっぱりこの地域でもある程度、おい、もう少し家庭の教育力をしっかり支えてやらないと、本当に子どもたちが大変ではないかというような事例も出てきているよう

に思うところであります。なかなかプライバシーの問題がある。また、そういう問題がある家庭というのは、それを表に出しませんから、難しい課題でもあろうと思うんです。

一朝一夕にこうすればよくなるなんていうことはないだろうと思いますけれども、しっかり取り組んで、学校あるいはその子・若センターと一緒にやりながらしっかり取り組んでいく。場合によっては保健課も必要でしょうし、子育て支援課も必要ですね。そういう本当に日々、教育関係の部署が協力し合うという体制、今ほど調整委員会でしたよね、調整委員会もどのくらいの感覚でやっていくのか。本当であれば月に1回ぐらいはもう開催して、その問題を抱える子どもや家庭の多い少ないではないんですよね。問題の多い少ないではなくて、やっぱり常にそういったターゲットに対して、やっぱり支援活動を続けて行くという継続が必要だと思っていますので、調整委員会についてもやっぱり市長部局としっかり協力をしながら、切れ目なくやっていただきたいと思うんですが、以上3点についてお願いいたします。

○議 長 腰越晃君の再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教 育 長 南魚沼市後期教育基本計画が目指す教育とは

それでは3点についてお答えします。平成23年に子ども・若者育成支援センターを立ち上げたのは、多くの相談が来ている中でワンストップということで、1つのところで相談を受けて市長部局とつなぎたいということでやってきました。設置の考え方、今までやってきたことについては、他自治体と比較して自慢するわけではありませんが、先見の明のあったやり方であったというふうには思っております。ただ、今この基本計画を立てる上で考えているのは、やはりそのためにはちょっとマンパワーが不足しているなど。マンパワーの不足を補うのは、マンパワーを入れるという方向のほかに、市長部局との連携をさらに密にしながら対応していくということだと思えます。

現在、かなりの多くの問題はあるのですが答弁の中で言わせていただくと、毎日のようにうちの管理指導主事と子育て支援課の相談窓口、それから各種の担当者が集まってケース会議ということで対応しております。この動きをさらにやりやすくするために、教育委員会の学校教育課、それから子・若センター等へ何らかの形で相談員の補充をしていきたいということで、今、市長部局と検討しておりますが、予算もかかることでありますし、その辺、極力お金のかからない中で充実した人員配置の増をしていきたいというふうに思っております。

その2点目です。今回の基本計画の後期の目玉は、生涯学習計画、生涯学習の分も取り入れ、市民全体にとっての教育基本計画とした部分です。盛り上がりについては、この基本計画を立てる、生涯学習・社会教育推進編の部会で検討したわけですが、4つの部会いずれも活発な意見が出てきました。特にこの生涯学習・社会教育推進編の皆さんについては、回数も多く、激論が多く、この熱気が次につながるというふうに考えております。そして今、市長部局と検討をしているのが、市民会館の2階にある旧図書館のあいた部分に、生涯学習センターのスタートということで、そこを拠点に生涯学習についての勉強会や意見交換会をしていきたいというふうに思っております。

それと3点目です。家庭教育の充実ということでかなり難しい状況があり、年々指摘のとおりに多くの問題を抱えております。インターネットの問題だとか問題がどんどん隠れている中で、やはり対応として先ほど土曜学習でもお話したように、南魚沼市の歴史の中に3町、その3町の合併のもとに4つの地域コミュニティー、合併と同時に12地域コミュニティーが育っておりますのでこのコミュニティーが、今までのように水路だとかそういう改修ということだけではなく、やはり地域の子どもは地域で守るんだという、地域コミュニティーと各分館活動が合同しながら地域の子どもを守りつつ、家庭の中にちょっとでも入っていける、各家庭がうちの地域に相談すればいくらでも相談ができると、そういう雰囲気をつくっていききたい。なかなか大変ではありますが、そこを切り口に家庭教育の問題にも取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上、3点についてお答えしました。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 南魚沼市後期教育基本計画が目指す教育とは

質問したい項目はたくさんあるのですけれども、一応3点に絞って再質問させていただきました。まず、子・若センターですけれども、やっぱりこれはもう設立からずっと見ていますが、現南雲教育長に先見の明があったということで、スタッフの皆さんも一丸となって設置に至ったというその経緯もわかっておりますし、その後のいろいろな意味でご健闘、苦労も理解しているつもりです。

やっぱりここをしっかりとセーフティネットとして支えていかないと。子どもたちを支えるひとつのセーフティネットとして、しっかりと維持していかないといかんのではないのかなと考えます。やっぱり、今言われたように、各担当部署との、ほかの福祉保健であるとかそういう担当部署との連携が重要ですので、しっかりと進めていっていただきたい。しっかりとコラボレーションをとりながら、子ども・若者たちに支援を続けていってほしいとそのように願っております。

2番目ですけれども、生涯学習センターについては旧図書館部分を考えているということで、場所はできるかなというようなことで期待をしております。この後期編をつくるにあたって、4つの委員会ですよね、皆さんが頑張ってくられたという経緯もお聞きしておりますし、非常に熱気あふれる中でさまざまな議論が交わされたという話も伺っております。やっぱりそうしたものをしっかりと切れることなくつなげていってほしい、そのように思います。いろいろな課題、問題が目の前にあっても、実際に進めていく中で、もうだめだわいと、そう思うと終わってしまいますので、やっぱりしっかりと執念を持ってやってほしい、そのように思います。

あと、家庭教育、地域コミュニティーの活用ですけれども、各地域には学校もあるわけで、例えば小学校単位になるのかなというふうに思いますけれども、やっぱり学校とのコラボをしっかりとった中で、地域コミュニティーではこうした問題を扱うと、家庭については地域コミュニティーでもきちんとやりますと。各学校には確か地域担当を今はつけていますよね。そうしたところをうまく活用して、進めていっていただきたいと思います。地域コミュニテ

イーを活用するという点については、市長のほうからも答弁の中で話を別の議員の答弁で伺ったわけです。やはり地域コミュニティーは、早い話がインフラ整備をやる団体ではないのですよね。しっかりやっぱりその地域に住む人たちをまとめていく、いろいろな活動しながら、いろいろな分野でまとめ上げていくということが必要であると思いますので、これについてもしっかりとやっていただきたいというように思います。

最後の質問になりますけれども、これは市長にお伺いしたいと思うのですが、やはりこうした未来の人づくり、子どもたちにしっかり育てていただきたい。そして、しっかり働き地域に貢献する、地域を誇りに思う、そうした成長をしてほしい。また、弱い部分があってなかなか一丁前にはいかんわというような子どもたちがあれば、しっかり支援をしてきちんと普通の生活ができるように、普通に働き、普通に家庭を持つことができるように、やっぱり支援していくというのが、少なくなっていく子どもたちに対する、行政としての大きな仕事ではないかなというふうに思っているわけです。ことしから総合教育会議というのが創設されて、市長部局もまた教育に大きく関与をして、やっぱり教育については教育委員会だけではなくて、市長部局との協働というのはもう絶対必要な時代でございますので、そうしたことを考えながら市長の見解もお伺いしたいと思います。

○議 長 腰越 晃君の再々質問に対する市長の答弁を求めます。

○市 長 南魚沼市後期教育基本計画が目指す教育とは

見解といいますとあれですけれども、基本的には議員もご承知のように——私の考えです。言志四録にあります、少にして学べばから始まる部分ですね。壮にして為すなり。壮にして学べば老にして衰えず。老にして学べば死して朽ちず。これをきちんとやっぱり実践していくと。これはやっぱり我々だけではなくて、学ぶというか子どもたちも含めてです。そういう気持ちになってもらわなければならないわけですから、そこをどう喚起していけるかということが大きな課題であろうと思っております。

とにかく、生涯学べば必ずすばらしい人生を送れるということ、きちんと実践しなければならないわけでありまして。その辺を教育総合会議の中でもきちんと打ち出して——そのために何をしろ、これをしろというのは、特に私のほうから申し上げることではないと思うのですけれども。きのうもちょっと触れましたが、やはり今一番問題になっているのは、倫理・道徳感の希薄化と公共精神の欠如、そして社会的規範の崩壊ですね。これが著しく日本が今、何といいますか、崩れかかっている、こういうことです。そこをどう立て直すかということが、全くこれからの日本にとって一番大きなことだろうと思っております。

ただ、きのうもちょっと触れておりますように、いや倫理や道徳だと言いますと、戦前教育に復活するのとかということをおっしゃる方もいます。そういう部分ではなくて、人間的な基本的な部分ということにご理解いただければ、おのずと目指す道、やらなければならないことは見えてくるものだと思っております。

○議 長 質問順位 14 番、議席番号 3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 傍聴の皆さん、ご苦労さまで。通告に基づきまして、井口市長に一般質

問をいたします。

高齢者の貧困対策の拡充を

大項目 1、高齢者の貧困対策の拡充をであります。高齢者の貧困は「下流老人」「老後破産」という名でマスメディアで大きく取り上げられております。「まさか老後に自分がこんな状態に陥るとは」当事者の多くが発する言葉でございます。1999年、労働法制の自由化により日本の働き方が大きく様変わりをし、正社員から非正規への置き換えが図られました。直近の数字で非正規で働く人が、ついに4割に増え、不安定雇用が全体の半数近くに迫る状況です。高齢者の貧困は、高齢者世帯だけの問題でなく、若者にも将来への不安を与えております。消費世代の20代から30代が、将来不安を抱えたままで日本の先行きはよくなっていくでしょうか。

昔は3世代、今は核家族へと家族構成は変わりました。内閣府の平成26年版、高齢者社会白書によれば、65歳以上の高齢者における子どもとの同居率は、1980年は約7割、3年前の2012年には4割と大幅に減少しました。これからも一人暮らし、夫婦のみの高齢者が増加していきます。収入の面はどうでしょうか。老後唯一の収入源である年金は、ことしの春から物価スライド制が導入され、減り続ける仕組みとなり、怒りの声が広がっています。さらに、医療・介護制度の不備など社会保障全体の立て直しは、急務中の急務であります。

世界に目を向けてみると、ドイツ、フランスでは国民の権利として生活保護の捕捉率——捕捉率とは生活保護基準以下の世帯で実際に生活保護を受給している世帯の割合ですが、この捕捉率は6割、9割台であります。日本の捕捉率は平均は20%という状況です。国内では東京都日の出町では、後期高齢者医療制度自己負担ゼロが取り組まれ、医療にしっかりかけられること、予防活動とあいまって町民1人当たりの医療費が低く、減少傾向になっていることは注目すべきことです。老後に安心と希望が持てる市民を一人一人着実に増やすために、高齢者の貧困対策の拡充について市長にお伺いするものです。

(1) 番目、高齢者の貧困が日本社会の存続にかかわる喫緊な課題という認識について伺います。

2つ目、日の出町の後期高齢者医療制度自己負担ゼロのような、安心して医療にかかれる取り組みが、我が市でもできないかどうかであります。東京都日の出町は人口約1万7,000人です。75歳以上の後期高齢者医療の1割、自己負担分を2008年、制度発足当初から全額助成し続けています。さらに70歳から74歳の医療費でも一部助成の制度をことし2月に創設して、拡充にも着実に取り組んでおります。

医療費助成の対象者は約2,000人近くで、医療機関でいったん支払い役場に申請すると、口座に自己負担分全額が振り込まれる仕組みです。医療にしっかりかけられることで、75歳以上の町民1人当たりの年間医療費は、国より約28万円も低くなっております。助成制度の予算は9,200万円です。町の一般会計予算の1%です。町の姿勢次第で実現可能ではないでしょうか。

3番目、生活保護を受けやすく、わかりやすく周知させる対策であります。今回発生した

生活保護不正受給に対して、怒りと憤りを覚えるわけであります。一方で、この分野は国の影響も受け、生活保護受給者は厳しい状況が広がっております。後退させるわけにはいかない、こういった立場でこの設問を市長に伺います。

(4) 番目、孤立しない状況をつくらないために、その対策、その要である民生委員の定着について対策を伺うものです。

最後です。5 番目、生活保護・冬季加算（暖房費）の特別基準設定への対応についてです。10 月 5 日、新潟県議会において冬季加算引き下げについて、泉田知事は次のように答弁しました。生活実態に合わせて増額となる場合もあり、一律に引き下げを行われるものではない。実態を把握した上で必要に応じて国に対して要望することを検討すると答弁をしております。つまり、機械的に引き下げず、その方の実態に合わせて増額もあり得るといふ答弁であります。生活保護・冬季加算（暖房費）の特別基準設定について、市の対応について伺います。以上、演壇からの質問を終わります。

○議 長 田村議員に 1 点だけ確認させていただきます。

(4) 番、「孤立しない状況をつくらないための対策」と今、発言されましたが、その部分について、もし訂正があればお願いしたいと思います……（「する、でした。失礼しました」と叫ぶ者あり）孤立する状況をつくらないということによろしいでしょうか。（何事か叫ぶ者あり）はい、確認をいただきました。

田村眞一君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 高齢者の貧困対策の拡充を

田村議員にお答え申し上げます。高齢者の貧困対策の中での各項目でありますけれども、一番目の貧困が日本社会の存続に関わる喫緊な課題だという認識ということであります。

南魚沼市におきます本年 12 月 1 日現在の生活保護の状況であります。生活保護世帯 145 世帯、このうち 65 歳以上の高齢者がいる世帯が 69 世帯でありまして、47.5%であります。平成 26 年度は新規申請 20 件のうち 65 歳以上の方がいる世帯の申請は、6 件で 31.5%ということでありました。全体的なその世帯類型別状況この推移を見ますと、高齢者世帯が一番多く、次いで障がい者世帯ということになっているところであります。この生活保護の関係です。

南魚沼市の生活保護の実態は、県内自治体の中では生活保護世帯及び保護者数の率はともに 20 市の中では一番低い状況です。30 市町村に含めると 5 番目であります。刈羽村さんとかそういうところがほんの少しの状況ですけれども、これは平成 26 年度の状況を申し上げますと、南魚沼市は被保護世帯数が 140 で、被保護世帯の人員が 189 でありまして、この人口に占めます割合では 0.00317 ということでありまして。高いところでは新潟市の 0.01 とかこういうところもありますし、加茂市さんが 0.008、新発田市も同じような状況です。近隣ですと、魚沼市さんは 0.00546 それから湯沢町さんが 0.00590 とちょっと高い状況があります。一番低いのが刈羽村で 0.00170 ということでありまして。こういう状況です。

そこで、この高齢者世帯の占める割合が高い傾向というのは、これはどこも同じであります。このことから、高齢者の貧困というのは当然ですが南魚沼市においても、数字でも確認できる状況であります。

この要因は、高齢者も障がい者も就労による十分な収入が得づらいということ。それからベースとなる公的年金額が少額である。特に国民年金は非常に少額でありますから、こういうことだと思っております。

それから若年層であっても、労働賃金の低下とか年金受給額の——若年層と言ったって高齢の中での若年層ということで年金受給ですね——減少。それから非正規雇用者の増加、未婚率の増加ということで、将来この「下流老人化」するリスクは高いだろうという予測はしております。ですので、やはり危機感を持っていなければならないということでもあります。

それから、自己負担ゼロというようなことでもあります。今、後期高齢者の皆さん方は全国的に1割ですよ。それを来年からは何か2割に上げるとかどうとか、という議論もあるようであります。ご存じでしょうか。現役並みの所得のある方は当然別ですけども。3割ですが、平成26年度の南魚沼市の後期高齢者医療に係る総医療費は、71億7,000万円であります。被保険者の一部負担金は、5億5,000万円でありまして、被保険者数、被保険者1人当たりに換算いたしますと5万7,000円であります。

日の出町の取り組み、これは独創的といいますか、ポピュリズム的といいますか、いろいろ考えられます。言葉は悪いですけども。しかし、これは今、議員もご指摘のように、生活保護世帯はこういうことはいらないわけですよ。一律じゃあゼロにして、今の消費税と同じように高額所得者も何もみんなゼロでいいのか。社会的に公平ではない。そういう議論もあるわけでありまして、まさにこれはちょっと私たちにとってはやりづらいことでもあります。これを医療費は全てが国費で、その自己負担分以外は国費、税金で賄われるわけですので、やっぱり公平に負担をしてもらうという部分を徹底させていかなければならないと思います。これだけこの部分をゼロということについては、今、全く念頭にはございません。

この何でも、ただだというその風潮は、やはり社会を形成していく上できちんと戒めていかなければならないという、私は思いであります。ただし、先ほど触れましたように本当にそれで生活ができない。こういう方たちは個々別々でありますので、その部分については十分に市のほうで対応していると思っておりますので、そういうことをご理解いただきたいと思っております。

生活保護を受けやすくわかりやすく周知させる対策であります。この制度につきましては、現在でも小学校6年生の社会科の授業において、憲法第25条「生存権の保障」これに関連して一応触れているところであります。それから、一般的にも制度としては、私は十分に知れわたっていると思います。ただ、この生活保護という制度がありますと。私たちが該当するかしら、しないかしらという部分について、明確にもうするんだということを理解しながら、市役所に申請に来るとい方は少ないかもわかりません。ですので、まずはそういう苦しい

部分があったら市役所においでをいただきたいということでありまして、民生委員の皆さん等にもご相談いただきたいということでもあります。

そして、一般的に、年金や給料をもらっていると該当にならないとか、あるいは、土地などの資産があると該当にならない、ちょっと誤解されている部分があるわけでありまして、実際に保護費がいくらもらえるのか。こういう内容を知っている方はやっぱり、さっき言いましたように少ないということでもあります。

ですので、一番必要なことは、本当に心配で厳しい生活内容ということを自覚している方は、福祉事務所でも結構ですし、市のほうでも結構ですので、まずは相談に来ていただきたい。それから、もし議員の身近でそういう方がいらっしゃいましたら、なんか福祉事務所にまずは相談に行ってみなさいとか、一緒に連れて行っていただくとか、いろいろご協力いただければと思っております。

生活困窮者自立支援法が施行されていまして、この相談窓口も社会福祉協議会に設置をしており、生活困窮者の情報を共有しながら取り組みを進めております。民生委員・児童委員の皆さん方との一緒になった活動、それから社会福祉協議会の事業、あるいは市の広報これらを通じて、この生活困窮者自立支援制度とともに、一層の周知に努めてまいりたいと思っております。

孤立する状況をつくらないための対策、民生委員の定着ということでもあります。一般的に経済的な困窮状態にある方は、大体、病気、障がい、債務、家族関係、介護、DVこういう複合的な要因を持ち合わせている方が多いということでもあります。こういうことを整理していきますと、貧困と社会的孤立は常に一体であるというケースがほとんどだということでもあります。

こういう中で、やはり民生委員・児童委員や行政区長さんに「要配慮世帯台帳」これを今、我々は配布いたしまして、見守り活動をお願いしているところであります。

特に民生・児童委員の皆さんには、年1回、要配慮世帯等の状況調査を依頼しております、あわせて要配慮世帯高齢者の生活面での情報提供も依頼しております。

1つ気がかりなことは、高齢者等を発見したときには、民生委員・児童委員こういう必要な窓口・行政機関につないでいただいておりますが、なかなかそれが何と申しますか、つなげばうまく機能するのですけれども、そのつなぐまでがどこにどう言っているかわからないとか、例えばそういうことを感じている、そういう人を見かけてこの人はということを、うまくつないでいただければありがたいのですが、全部我々も100%わかっているわけではございませんので、そういうことでもあります。

民生・児童委員の定着につきましては、昨年度、統一したデザインのブルゾンを作成をしまして、普段の活動時に着用していただいております。それからイベント、学校の登下校こういうときに広く周知活動を独自で展開しております。

それから、この活動につきまして、地域の状況把握が重要となりますので、改選時にはこれまで得た知識・情報、経験を生かして、2期から3期、できれば4期、5期と継続して再

任していただくようお願いをしておりますし、行政区長の皆様にも同様のお願いをしているところでもあります。任期が3年ということでもありますので、来年の11月30日がまた改選期でありますけれども、この秋の区長会の中でも次期委員の選任に向けて、現職の委員の継続就任あるいは行政区長への選出依頼を行ったところでもあります。

生活保護冬季加算の特別基準設定の対応でありまして、知事もおっしゃっていることでもありますけれども、これが厚労省の通知には、「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者、または乳児が世帯員にいる場合であって、保護の基準別表に規定する地区別冬季加算額によりがたいときは、地区別冬季加算額に1.3を乗じて得た額の範囲以内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない、と非常に面倒くさいこと書いています。

そこで、この対応についてほかの市でも判断に非常に苦慮しております。これから福祉事務所等とも調整をしながら、どういう判断をしていくのか。一応、今、情報収集に努めております。

市の中で現在、このことに該当しそうな世帯は現時点で1世帯であります。それから、この冬の状況を、通常の冬季加算額によりがたいということであるかどうか。これはちょっと今、判断ができませんので、推移を見て適切な判断をしてまいりたいと思っております、これはごく歯切れのいい答弁にはならないところではありますが、もう少し推移を見させていただきたいということでもありますのでよろしく願いいたします。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 高齢者の貧困対策の拡充を

それでは、1項目ずつ質問をさせていただきたいと思えます。1項目めの喫緊の課題ということでもあります。この問題を深める上で、私は4つの角度から質問をしたいと思っておりますけれども——質問というか、問題提起も含めてやりたいと思っております。先ほども言ったとおり、南魚沼市でも下流化を予測していると、下流化するという答弁でありました。

第1番目の角度は、やっぱりそれを裏付けるような数字があります。1つは親世代と子ども世代が共倒れをするというふうに思えます。これは平成25年の国税庁の民間給与実態統計調査の数値であります。40代の前半、40歳から44歳のサラリーマン平均給与は568万円です。それに対して支出は492万円、手元に残るのは約76万円という数値です。仮にこういう家庭モデルケースであります。毎月5万円を親に援助をするとなると16万円しか残らないと。高齢者を扶養することは、子ども世代に相当負担を強いるということが、この数値から読み取れると思えます。

2つ目の角度は、価値観の崩壊です。このように、若者世代が共倒れするような事態になれば、高齢者に対する見方も変わってくると。高齢者が尊敬されない、年寄りはお荷物だとなる非常に危険なことにつながってくるというのが2つめです。

3つ目の角度。若者世代の消費の低迷です。高齢者が尊敬されない社会であれば、若者が自分の将来に希望が持てるはずはありません。若者は自動車もマイホームも買わず、老後に

備える。貯蓄に精を出すという若者も増えてくる予想です。一番消費をして欲しい20代から50代の消費が低迷して、景気回復も経済の好循環も生まれません。

4つ目の角度です。この結果、少子化を加速させる。間接的に少子化を加速させる要因にもなっていると、一因にもなっていると。極端な考えですけれども、結婚をする、子どもを産み育てること自体が、リスクとなる考え方もあるわけでありまして。子どもを産んだら大学卒業まで1人当たり1,000万円から2,500万円程度かかるとも言われているわけですが、今言ったこの4つの角度であります。高齢者の貧困が全世代の国民にかかる喫緊の課題だという点について再度、市長の認識を伺うものです。

○議 長 市長。

○市 長 今、それぞれお話をいただきまして、そこまでいっているのかという部分もあります。我々の地域も、もう今や核家族化が相当進んでおります。しかし、所得の額は別にいたしまして、ちょっと私たちが考えづらいのは、親に仕送りをするという部分。これは全く実家から遠く離れていて、そして親が生活ができづらい状況の中でやるということだと思っております。親がある程度の所得があったり、普通に生活していれば何も無理してその可処分所得の中から、5万円、60万円を年間支出する必要はないわけですので。その辺がどういう統計の捉え方なのかというのは、ちょっと私にはわかりませんが、非常に厳しいことだろうと。

確かに議員おっしゃるように、老後が安定をしなくて、年をとればとるほど悲惨な生活をしていかなければならないなんていうことが、皆さんに多く捉えられるようになりますと、当然、姥捨て山とかそういう状況だって増えてくる状況というのは、それ理論的にはわかります。そして、子どもを自分たちでもなかなか育てる自信がないということになれば、子どもも産まない、あるいは結婚をしない。せつせと老後のためにだけ——自分でそうはなりたくないの、老後のためにだけ貯蓄をしていくということになれば、まさに負のスパイラルでありまして、非常に厳しいことになるわけでありまして。

今、割合と誤解をされている部分があります。年金ですけれども、これ年金の基金は先般7兆円、何か運用で赤を出したとか言っていますが、これはご承知のように二百四、五十兆円が原資としてあるわけですね。毎年の運用の中では、前回は7兆円の赤字を出しましたが、今、年間の運用の中では数兆円の黒字が出る確保をしているのです。その負の部分だけを特に大きくマスコミ等は報道するものですから。そして、年金の5,000万円の漏れとかそういうことが実際にありましたので、年金の制度が信用されなくなっています。

今、国民年金こそ額はやっぱり低いんですよね、これはわかります。しかし、厚生年金からこれはまあ、我々は今度は共済のほうは全部統合しますけれども、今の厚生年金は低くはないです。ですから、その一部の部分をどうするかということだと思っております。全体がこうだという流れで本来ないわけなのですから、ちょっとおかしくなっている。

さっき、中沢一博議員にちょっとお答えしたこの市民税の課税者という——これは課税者ですから、今のその年金受給者的には当てはまらないわけですから、80歳以上で1,024

人で、この平均所得が 178 万円ですね。70 から 79 歳が 2,000 人、これが 164 万円。それから 60 から 69 歳、前期高齢者に真ん中から入る、これが 5,500 人、相当数が課税されるほどという言い方は悪いですが、課税される所得を得ているのです。平均がこれは 60 から 65 歳で 205 万円。それからこういう皆さんも相当数いらっしゃるわけです。

ですので、本当に生活保護受給も含めて、貧困の部分というのをもう少し実態をきちんと把握をして、そういう方もいらっしゃることは間違いありません。ですので、ここをどうするかということなんです。全体的にもうみんなこうだ、ああだと言いますと、将来には不安が残りますので、こういうことはこういうことでして、しかし、きちんと一般的にけがも病気もある程度しないで、きちんとやればこうなりますということも示していかないと、今の若い人たちになかなか状況がわからないと思います。このことは大事なことで、セーフティネットをきちんとやっていかなければなりませんけれども、総じてセンセーショナル的に、老後が不安だぞ、年金はもう頼りにならないぞとかということは、やっぱり私は控えるべきだという感じであります。思いであります。

○議 長 3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 高齢者の貧困対策の拡充を

年金の話は今、市長からされましたけれども、ご夫婦世帯で言いますとこういったケースがあります。お二人で国民年金で合わせて 13 万円ですね。6 万 5,000 円、6 万 5,000 円の 13 万円というケースの場合、どちらかがやはり旅立つわけ、亡くなられるというケースになってくると、残されたどちらかが悲惨な状況になるんですよね。遺族年金で 1 人になると、今まで 13 万円だったのが結局 6 万 5,000 円に遺族年金ですから 8 万円ぐらいでしょうか。そういう 1 人で 8 万円、2 人で 13 万円。そうしますと、一人暮らしになると結局、支出の部分はアパート代も含めてあまり変わらないのです。変わらない事態になるのですよね。ですからその辺も含めて、これは国との関係ですけれども、本当にその生活保障、年金を本当に安心できるというこれは国にもう申し入れるしかありませんけれども、国自体が変わっていくということが、やはりこの抜本的な解決ということであると、大事だと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 高齢者の貧困対策の拡充を

まさにそのとおりでありまして、一般的な水準を捉えての部分と、その貧困的な部分を捉えての議論と両方あるわけでありますから、本当に貧困を生きていくのに、夢も希望もないというような皆さん方をどう社会として、そして行政として支えていくか。これは市でもやれることはありますけれども、本質的にはやはり国の施策の中でやっていくものだと思います。議員のおっしゃるとおり、そういうことについても我々もまた市長会等で強く申し上げていかなければならないと思っております。

○議 長 3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 高齢者の貧困対策の拡充を

(2)のほうに移りたいと思います。市長の答弁は公平性、負担の公平性ということで、なかなか我が市では取り入れられないというお答えでありました。ただ、こういう考え方、老後に対する安心、その医療にかかり、ここでいう医療に受けやすい、かかりやすいという考え方そのものは、私はいい方法がないか、これは方策があると思うのです。

失業しました。失業によって収入を断たれました。そうすると、どういう発想になるかというと、お金のかかることは一切しないと。生活費を切り詰める。一日例えば100円で生活すると。次は病気になっても医者に行かない。こういう形になっていくわけです。そして病気が重症化するという傾向がある。先ほど負のスパイラルと言いましたけれども、いよいよどうしようもないときには、重症化して医療費が70万円、100万円かかってしまうというようなこの負のスパイラルについて、こういう連鎖を断ち切らなければいけないと、そういう考え方はいいのでしょうか。確認できますか。

○議 長 市長。

○市 長 高齢者の貧困対策の拡充を

そのそういう何といいますか、そのスパイラル的な部分がないとは100%言えませんから、あることもあるわけです。ですから、そういうことはきちんとそのセーフティネットという部分が、生活保護的なことも含めたりですから、それはきちんと救済していかなければならない、支援をしていかなければならないというのは、当然、行政としての責任でありますから。ただ、一律全部、例えば医療費は75歳以上になったら無料ですとか、そういうことについては、なかなかそこに踏み切る、私は必要はないと思っています。そういう必要までないわけです。だって、きちんと負担できる人が負担しなくていいということはおかしいわけですから、そういうことは必要ない。

ただ、命に何といいますか支障のあるようなことまで放っておくということではできませんので、そういうことについてはそれはなかなか個々のケースになりますから、じゃあ全体としてそこをどうですということになると、生活保護申請をしてくださいとか、そういう方を見たら民生委員の皆さん方もお知らせくださいとかとそういうことですから、トータル的に全部ゼロにしますということは、申し上げるつもりがないということをお知らせしたところでもあります。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 高齢者の貧困対策の拡充を

ちょっと質問の仕方がちょっと不明確でありましたが、そういう連鎖をともかく断ち切らなければいけないという考え方でしょうか、というふうに私はちょっと不正確でした。それについてはどうでしょうか。もう一度、確認します。

○議 長 市長。

○市 長 高齢者の貧困対策の拡充を

そういうことであります。それはきちんとどこかで断ち切っていけないと、後に続く子や孫までみんなそういうことに陥ったなんていうことは困るし、社会の中がそういう負のスパ

イラルにこう何といいますか浸食されていくようでは困るわけです。それは断ち切らなければならぬ、そういう思いです。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 高齢者の貧困対策の拡充を

私が相談に乗ったAさんの事例をちょっと紹介したいと思います。この方は60代で1人暮らしであります。そして、私の相談には親族から仕事を探しているという相談だったのです。ところが、ご自宅に行ったらこたつに横たわっておりました。その周辺は散乱をしていた状況で、本人に聞いたら腰痛がひどくて動けないという訴えでした。仕事どころじゃないという状況を把握したものですから、行政と相談して緊急の入院を行いました。一歩間違えば取り返しがつかない事態になったと思いますけれども、繰り返す部分ですけれども、生活苦からお金がかかるといことで医療機関に行かないという人が、やはりいるわけであります。これがまた増えていくという傾向が心配されるわけでありますので、何らかの方策——さっきも言ったとおり、生活保護とか行政に行けばそれでいいんだというふうにして、本当にいいのでしょうか。市長、何らかの方策をぜひ検討していくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 高齢者の貧困対策の拡充を

今ほどの一連の中で申し上げておりますように、行けばそれでいいのだということではなくて、後の問題でもでした民生委員の皆さんとか、行政区長さんとか、あるいは親戚の方が田村さんにはご連絡いただいたそうではありますが、そういう皆さん方も、田村さんを通して田村さんが行ってみて、そしてまた行政にくると、あるいは相談に来るとということではなくて、親戚の方がもう電話一本で行政に話をさせていただければ、その手間は省けるわけですし、ですので、そういうことを私は申し上げているところであります。それでいいのだということではなくて、そういう皆さんがいらっしゃることも事実でありますから、そういう皆さんをいかにして行政として支援できるか。これは一律にあなたはこれだからだめよということはやっていませんから、どうぞご相談においでください。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 高齢者の貧困対策の拡充を

ぜひ——なかなか公平論を乗り越えるということにはできないというご答弁でしたけれども、それにかかりやすいような何らかの制度を、重ねてですけれども要望をして、次の項目に移りたいと思います。

生活保護を受けやすくわかりやすくであります。市長のお答えは十分に知れわたっていると思うというお答えでした。しかし、これもなかなかそうならないという部分がやっぱり広くあるわけであります。先ほど資産の関係に対する誤解があるという、誤解されている部分がありますが、これもまた私の経験で申し訳ありませんが、Bさんという方ということです。この方は70代でことしは仕事がほとんどなくて、生活保護を市の窓口申請に行った

そうであります。これは私じゃありません。そうしたら、車を持ってませんと。生活保護をやる場合には車を持ってませんよと言われて、そして私のところにもつながり来たわけでありませす。私も調べてみましたら、厚生労働省の実施要領の第3ということで、資産の活用という部分があります。その資産が現実には、最低限度の生活維持のために活用されており、かつ処分するより保有している方が生活維持及び自立の助長に実行が上がっているものというこういう内容です。Bさんはやはり仕事を求めているし、働こうという意欲があるわけですから、明確にこういった場合は車の保有はやはり認められると思いますかどうか。

○議 長 市長。

○市 長 高齢者の貧困対策の拡充を

その車の程度とかどうかは別にいたしまして、生きていく上で、あるいは働かなきゃならない上で、今、議員がおっしゃったようなその必要最小限の資産といえば資産ですから。それを持っていればだめだという一律的なことは私はやっていないと思いますが、その話の中で担当がどう言ったのか、ちょっと私はわかっていけませんので、担当部長が何か話を聞いていたら、その状況をお話をしてみますけれども、なかなか……じゃあ、担当課長にちょっと答弁をさせます。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 高齢者の貧困対策の拡充を

いまほどの申請の案件でございますが、私も個別の具体的な内容についてはちょっと存じておりませんけれども、制度としまして車の保有ができるという部分は、但し書きで記載されております。市の保護世帯につきましても、通院あるいは就労のための通勤ということで、特例で認めているケースはございます。ですので、一律に全てがだめということではございませんが、ただ、保有に関しては国のほうで厳しい制限をかけられておりますので、そういう部分では一律に認めることが難しいという部分は確かにございます。以上でございます。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 高齢者の貧困対策の拡充を

市長はかねがねその機械的な対応はしちゃだめだと、柔軟に実態にあわせてやれということでは言われているわけでありませすので、ぜひ、厚生労働省が示した実施要領の第3、これを改めて徹底をしていただきたいということを求めませす。

次は(4)番目に移りたいと思ひませす。孤立する状況をつくらないう部分であります。全国の先進例を私なりに調べませすて、やはり要は先ほどのAさんですよね。Aさんのような、たまたま就職相談という形で行ってみたら、それどころじゃない状況があったわけでありませす。先ほど民生委員さんを含めて年1回調査をしているというお話でありませすました。もっと活動の質といいますかレベルアップをする上で、私のところへ聞こえてくるのは、民生委員のなり手がないうのと、1期でやめてしまいう人が多いというお話ですが、そのちょっと実態を数字的なもので結構ですが、まずは確認したいと思ひませす。

○議 長 市長。

○市長 高齢者の貧困対策の拡充を

数値的な部分につきましては、ちょっとここにはありませんけれども、今、議員がおっしゃったようになり手がいないといいますか、何とか見つけたけれどももう次はだめだったとか、仕方なく区長さんが責任を取ってという言い方はないですけども1期だけやるかとか、そういうことというのは実態としてあります。長くお勤めいただきたいのですけれども、我々も本当にそのことをお願いしているんですが、なかなか制度上やっぱり労を多くして報われずという部分がございます、そういうこともあるのかちょっとわかりませんが、実態はそういうことで。後で調べてご連絡いたします。

それから、年1回の要配慮世帯の名簿を、我々は区長さん、民生委員の皆さんにやっているわけです。こういう方がちょっと心配ですので、見守りをお願いいたしますと。年1回で、その人はもう絶対大丈夫だからここから外れてもいいだろうとか、あるいはまた新しいそういう人が見えてきたとかということも含めてやるわけです。それから随時、やはりこの見守りをしてくださいということをお願いし、生活面での情報提供等も呼びかけているところであります。今、議員ご紹介いただいた方は私どもの提出したその要配慮世帯といえますか、それに該当していなかったのかどうか、そこもちょっとわかりませんが、これはまた個別ですので後ほど相談してみてください。

民生委員の数あるいは1期の皆さんが何人で何人でというのは、これから報告させていただきます。福祉保健部長が答弁をするそうです。

○議長 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 高齢者の貧困対策の拡充を

民生委員の数に関しまして、総数は県の条例で決まっていますので142名ということで、南魚沼市につきましては一部ではなり手がいないという反面、また継続してやりたいという方もいらっしゃる、多い方は4期、5期という方がいらっしゃいます。ちょっと改選率につきましては、詳細の資料がないので、またあれば改めてご紹介しますが、そういう状態で何とか欠員がない状況で選んでいただいて、地域ではそれなりに充実した活動をしていただいております。以上です。

○議長 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 高齢者の貧困対策の拡充を

マンパワーですね、看護師も介護職員も今、人手不足という状況ですし、民生委員でさえもなかなか手がいないという、やはりこのマンパワーが求められているにもかかわらず、不足している事態というのがこう垣間見えるわけでありまして。そういった中でやはり三重県のちょっとこれは提案なんですけれども、社会的に孤立している高齢者の方は、自分からSOSは出しませんと。先ほどのAさんは、本当に地域で頑張っている、雪おろしもするし町内の世話役をやって、まさかこの人がというようなケースだったのでですね。

当然ながら、そういう人を見つけ出すのはちょっと難しい部分もありますけれども、三重県の伊賀市の――合併しました伊賀市の社会福祉協議会では、家庭訪問を行っている。年

に頻度はともかくありますけれども、高齢者に対して家庭訪問を行っている。民生委員とともに地域の高齢者を見守り、未然に被害を防いでいるという状況です。ぜひこれは情報提供でありますので、お調べいただいた中で我が市に生かせるものはひとつ生かしてもらいたいというふうに思っています。

それともう1つ、行政ですね。先ほど言ったとおり、行政が民生委員のよき相談相手、信頼関係が構築できるというのも大きなウエイトを占めているわけでありまして。私が3月議会に雪の問題を取り上げました。市長、おわかりだと思いますが、要援護世帯のお年寄りの除雪支援を、1期目の民生委員さんが行政へ申請しました。ところが、行政の対応は突き落とし屋根だからということで認めなかったわけでありまして。本人は非常にこう納得しないし、がっかりしたという話でした。この方は1期でやめてしまったわけですが、やはり最初になった人というのはある意味ではりきっているわけです。人のために役立つとういうことではりきっているのに、行政が何と申しますか法律なんだということで、実態をよくトータル的につかまないうでやっちゃって、せつかくのこういう意欲のある人を民生委員から放してしまうということは、本当にもったいない話だというふうに思います。ぜひ、民生委員が定着するためにも、行政側も変わらなければならないと思うんですが、市長の見解を求めます。

○議 長 市長。

○市 長 高齢者の貧困対策の拡充を

これは当然そうならいかなければならないわけでありまして。今の事例を伺いまして、民生委員さんが来たから、できないことをするようにしますとは言えませんので、非常にそういう面では行政というものはある意味、冷たいという部分が垣間見えるところではありますが、そこは相談でありますので、少なくとも上司に聞いて相談してみてもか、そういうことがあればもう少しよかったのかもわかりません。そういう反省を生かしながらそうならいように——ただしかし、民生委員さんが来たから、区長さんが来たから決まりではできないことをみんなやりますよということは、これはできませんので、断るべきところは断らなければなりませんけれども。市の職員も冷たくやろうというつもりではないということだけのご理解いただいて、職務に忠実なあまりであったということでご理解いただければと思っておりますが、気をつけながらやってまいりたいと思います。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 高齢者の貧困対策の拡充を

繰り返すようではありますが、民生委員さんのよき相談相手、信頼関係の構築が、民生委員さんがまだ2期、3期やる気を開きながら、そしてレベルアップをしていくという方向でありますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

5番目の生活保護の冬季加算については、状況についてはわかりました。きょうは5つの項目について市長の市政に、市長に問うたわけでありまして、最後にむすびになります。私はむすびにあたってあるソーシャルワーカーの言葉を紹介したいと思います。この方は、12

年間生活困窮者の支援活動を行っている方です。

どんどん、どんどん相談は増えているそうです。支援活動が広がり、生活改善を行えたら困窮者は減ってくるはずだと思っていたと。しかし、活動しても活動しても新しい困窮者が湯水のようにあふれてくる。例えるならば、それは湖で浮かんでいるボートの底に穴があき、浸水しないように一生懸命、水を外にかきだしているような状況だ。この穴をどうするか、この問題、生活困窮者を支援する活動は、対処療法ではなくて社会の問題として根本から対策を立てなければなりません。こういう言葉でした。

日本国憲法第 25 条は、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。これが南魚沼市政、それで私たちが目指す基準だと思います。長寿を喜べない国にしてはなりません。老後に安心と希望が持てる市民を、お一人お一人、増やすためにも社会保障の削減から、再生拡充に国の政治をおおもとから変えていきましょう。以上で終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を 3 時 15 分といたします。

[午後 2 時 58 分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後 3 時 15 分]

○議 長 ここで、先ほど 3 番・田村眞一君に対する、保留していた答弁につきまして、福祉保健部長から発言を求められておりますので、これを許します。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 先ほど田村議員の質問の中で、民生委員・児童委員の改選率について、答弁を保留しておりましたのでここで答え申し上げます。

高齢者の貧困対策の拡充を

全体 142 人のうち、1 期目の方、初めての方が 78 名で 55%、2 期目の方が 44 名で 31%、3 期目の方が 12 人で 8%、4 期目の方が 6 人で 5%、5 期目の方がお 2 人で 1%、これは平成 25 年 12 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までの任期で現在、お務めの方です。以上です。

○議 長 一般質問を続行いたします。

質問順位 15 番、議席番号 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 議長より発言を許されましたので、5 番議員が通告に基づき一般質問を行います。

1 予算書及び決算書の書式について問う

今回、質問を 3 つ用意しましたが、壇上では 1 番最初の 1 問のみとします。予算書及び決算書の書式についてお尋ねします。納税者が納めた税金の使い方を記録したものが予算書であり、また、納税者が納めた税金をどのように使ったかの記述のあるものが決算書であります。まさに言うまでもないことではありますが、この予算書及び決算書の書式をより市民にわかりやすいものに変えてみようと思ったことが、過去においてあったか否か。また、市民により一層わかりやすい書式に改めようという意向があるかどうか。2 点お尋ねします。壇上よりの私の一般質問は以上で終わります。

○議 長 申し遅れましたが、勝又議員より資料配付願いが出されており、これを許し、お手元に配付のとおりといたします。

勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。
市長。

○市 長 傍聴の皆さん、大変またご苦労さまでございます。相当、期待をしておいでいただいているようでありまして、たがわぬ答弁をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1 予算書及び決算書の書式について問う

質問にお答えいたします。予算書、決算書の書式であります。ご承知おきいただきたいのは、この書式につきましては基本的に地方自治法等にその様式が定められておりまして、これを大きく変えるということとはできません。一般の家計簿みたいなことはできませんので、まずその点をご理解いただきたいと思えます。

その様式の中で、できる限りわかりやすいようにと考えて、従来から事項別明細書の右の欄の「説明」欄ですね。決算書では「備考」欄ということです。ここに「細節」の名称と金額を列挙するというだけでなく、事務事業ごとにまとめてそれぞれの内容を表記して、1つの事業として金額をあらわしたいということによってやっております。細節の内容につきましても、できる限り具体的な名称になるように、表記しているところであります。

一方で事業ごとにわかりやすいようにという方式を取っておりますので、それぞれの節の内容が若干わかりにくいのかなという感じはいたしております。やはり、事業としての単位を基準にして予算の編成、執行を行っておりますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

合併後にこの書式、様式等について確か改めたといえますか、合併時に統一しておりますので、合併後は改めてはしません。私がちょっと記憶しておりますのは、旧六日町時代にこの説明欄、備考欄に相当大幅に表記を追加したということは覚えております。これはなかなかやはりわかりづらかったということですから。ですので、今の備考欄、説明欄これについては相当細かい。ただ、全体で全部ではありませんので、結局その部分を足していって、こっちと節と金額が100%合うかという合わない部分もある。ですので、ここに項目ごとに計上していない備考欄で何々、何々とその部分もあるわけですけれども、それはそう大きなことではなくて、微細な部分がそうとなっておりますので、状況としてはそういうことをご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 予算書及び決算書の書式について問う

このたびは大変柔らかい質問にしたつもりであります。予算書、決算書の並びですが、大項目、中項目、小項目、款、項、目、節と続いているわけですけれども、実際の現場で節のお金がどのように配分されて使われているのかという部分が、どうもよくわかりづらい。予算書、決算書の内容については、まさに市民にわかりやすく知らせる義務がある。逆に言う

ならば、市民の知る権利を満たすために、より一層わかりやすい様式にするべきではないかと、私はそんなふうに思った次第であります。

それで、1年に何回か十日町の図書館、情報館に行くのですが、ことしの春、何気なく情報館で向こうの決算書を開いて見てみましたところ、今、皆さんの手元にある資料の丸Aがそれであります。十日町市の決算書であります。ちょっと、あれっと思ったのは、備考欄の頭に項目ごとに番号が振ってある。これを見たときに、款、項、目、節の節の一覧表の数字と全て対応できるようにつくってある。これを見て、ああなるほど、これならわかるんだよな、という思いをした次第であります。

1枚めくってみて、我々のところの決算書のある部分であります、節の部分と備考欄との関係が素人にはわからないというか、よほど熟達、熟練している人であればわかるのかもしれないませんが、どうもわかりづらい。そういう印象があって、私は一度聞いてみよう。合計金額が合うからいいのかなという思いはあるのですが、実は十日町のこのコピーをいただいてから、魚沼市の図書館に行って、魚沼市の決算書を見てみたら、やはりこういうふうに備考欄の全部頭に番号が振ってある、なるほど。湯沢に行ってみたらやはりそうだ。どうしてうちだけ番号が振っていないんだろう。

それは予算書の作り方、ものの考え方にもよりましようけれども、市民により一層わかりやすくということであれば、お金の流れをあらわした数字、数字をずっと末端まで追えるように、わかりやすく記載するのが、市民に対してわかりやすく親切なんじゃないかなと、そんなふうに思った次第であります。よその自治体でやっていることですから、我が南魚沼市でこういうことができないということはなかりと、そんなふうに思います。

長野へ実は11月に政務調査に行ったのですが、長野の2つの自治体から決算書をいただきました。私の手元に今あるのですが、長野県とその自治体の決算書もやはり丸Aのような様式になっていました。そんなわけで、どうしてうちだけこうなのか。これは市民にわかりやすくするには様式を変えたほうがいいんじゃないか。一般会計だけで三百数十億円というお金の流れがこういう形で記載されるわけですから、少しでも市民が見て、ああ、なるほどと、お金の流れをずっと最後まで追えるような記載にしておくのがいいのではないかと、そんなふうに思った次第であります。なぜ、南魚沼市がこの様式を採用しているのかお尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 予算書及び決算書の書式について問う

先ほどちょっと触れましたように、合併以前は六日町が平成11年から、塩沢が12年から、これはほぼ同じ財務会計システムの部分でありまして、大和はそのときには、款、項、目、節のみの表示方式と。それを今の六日町、塩沢でやっていた方式に変更しております。そして、私どもは市民の皆さん方にお知らせする内容としては、予算書あるいは決算書も議決それから認可いただいた時点で、広報に円グラフを使ったり、より見やすいようにしてお届けしているわけでありまして。これは確かに細かく書いてあります。

しかし、議員ここで例えばこの一般経費で、職員人件費、その中の2、3、4とあるじゃないですか。共済組合負担金という、これはまたそのずっと下にあって010 議会活動費で議員共済負担金とか全部分かれていますね。果たして私がそういうことを申し上げるのはちょっと不遜であります、これを理解してああ、全部項目ごとに金額が合うなんていって追っかけていける市民の皆さんが、議員はいらっしゃるとお思いでしょうか。

これは確かにここまできちんと書けば親切です。しかし、こういう部分はその情報開示というふうには私は当たらないと思うのです。変えとか変えないとかという意味でなくて。これだけ細かく全部書いて、じゃあ、これで市民の皆さんが理解——我々は理解していただけるようなことを心がけるわけですので。ですから、これだと私どももちょっと見づらいです。それは我々の様式に慣れているのかもわかりません。ですから、それは水掛け論として、極力市民の皆さん方が見てわかりやすいようにということは、当然、考慮しながら改善すべきところは改善していかなければならないと思っております。

市民の皆さん方が、例えば予算議会あるいは決算議会の際に、議会においていただいて議員の皆さん方に配付をしている書類を、そっくり自分たちも持っていくという部分が、今どれだけあるのかちょっとわかりませんが、一般的に予算書、決算書を全ての家庭に届けているということはやっておりません。さっき言った広報の中で重点項目も含め、この関係にこのくらいのお金を今、用意しますとか、そういうことは予算特集号あるいは決算議会の中の部分は、市民の皆さんにお知らせしております、そのことでいままでその内容がわからないぞとおっしゃってご不満をいただいたという経験は、今のところ私もなかったものですから、広報のほうでああいう分け方の中で十分ご理解いただいているのかなという気はしていました。

ただ、議員がここまで調べて、そして隣のあるいは近隣市でもこういうことをしているということですから、これは私どももやるとしても、ここへ番号を振ればいいだけです。ただ、しかしちょっと見づらくなるという。どこにも出てきますから。議会費あるいは職員費の中でも共済というのは、その部分でみんな出てくるんですね。だから4、款、項、目、目の4とかその部分が、同じ番号がこっちにも出たり、こっちにも出たりと。そういうことも含めて、見やすければまたそういうことも考えなければならぬと思います。けれども、今これをお示しいただいた段階では、おお、これが見やすいなどは、どうもちょっと私としては思いませんが、それは私の考えであります。市民の皆さんがそういうことがいいんだということであれば、別にできないことではありませんので、また検討はしてみなければならぬとは思ってはおります。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 予算書及び決算書の書式について問う

こういう記述をして、市民の皆さんが理解できるであろうかというお尋ねでありましたけれども、理解する人がいる、いないではなくて、理解しようと思って数字をずっと追っていくときに、わかるように記述してあるのが、私は基本だと思っております。同じ番号が何度も

出てくるということは、それは全くそのとおりで、節の項目のある部分がどのように分配されているかということが、はっきりわかるわけであります。そちらのほうが、私はいいのかなと、周辺も皆そういう様式を取っていると。長野まで行ってみたら、長野もそうだというような、そういう事実がありましたので、このたびお尋ねしたのですが、これは考え方の違いと言ってしまうとそれまでであります。私自身の感想とすれば、よその決算書を見て何かちょっとうらやましいなというような思いを抱いたことだけお伝えして、次の質問に移ります。

2 南魚沼市の指定金融機関について問う

では、2つ目にまいります。南魚沼市の指定金融機関についてお尋ねいたします。4つの項目を用意しました。1つずついきます。1つ目、定期的に指定金融機関を変えている自治体もあると聞いていますが、当市、南魚沼市はなぜ指定金融機関を変えずにずっと同じ指定金融機関できたのか。公平性の面からも定期的に変えるべきではないかとそのように思いますがいかがでしょうか。

2つ目。指定金融機関から……

○議 長 一問一答式です。(1) だけで質問を閉じてください。
(「4つ全部言わなくていいですか。はい。」と叫ぶ者あり。)

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の指定金融機関について問う

ちょっと登壇します。指定金融機関の問題であります。地方公共団体の公金の収納または支払いの事務を取り扱わせるということで、地方公共団体が議会の議決を経て決めているところであります。

かつては、地方公共団体の指定金融機関になるということによりまして、地域における信用力の補完、あるいは長期・安定的な預金、貸付取引の確保、あるいは地方公共団体職員との個人取引の拡大ということでメリットがあったわけでありましたが、高金利であったころ、指定金融機関として地方公共団体の預金、貸付業務を行うことによりまして、収益を確保し、公金の収納あるいは支払いのコストを軽減するということができておった。

しかし、今、公金の収納あるいは支払いの事務は無料もしくは相当安価な手数料で行っていただいております。市役所庁舎内に公金の出納事務を行う銀行員を派遣する——今、北越銀行から来ていますね——この経費もそれから指定金融機関は全部負担をしているところでもあります。

その上に、財政健全化ということの推進によりまして、より効率的な資金調達、それから運用の取り組みの中で、預金や貸付業務これにも今は入札制度が導入されております。市場原理に基づく取引ということになっておりますので、手数料あるいは預金・貸付業務による収益で出納事務のコストをカバーするということがまずほぼできないということになります。職員との個人取引の拡大、これも期待はほとんどできません。指定金融機関としてのメリットは、もうほとんどなくなっているということです。ただまあ、指定金融機関だという

信用性という部分はあるのかもわかりません。

なぜ、こうしているかと言いますと、まずは新たな契約、口座の開設、資金の移動、引き継ぎ、これに膨大な事務が発生をいたします。それからシステム変更、納付書の変更、こういうことが必要になりますので、これもやはり膨大なものになってくる。変わるごとに市民の皆様、あるいは収納代理金融機関、県内各市町村会計管理者に通知をしなければなりません。期間と労力が非常にかかる。公金取扱事務につきましては、事務の停滞あるいは間違いがあってはなりませんので、また、市にも金融機関に多大な負担がかかることから、指定金融機関の指定を交代制に今はしていないというところです。

ただ、十日町はもう40年以上も前から、北越銀行と第四銀行を2年交代にしているそうです。この理由はわかりません。なぜ、そうなのかというのは、ちょっと我々にはわからない部分がございます。

今、平成16年11月1日の合併以来、北越銀行六日町支店を指定金融機関に指定しているのですけれども、その間に他の金融機関からの指定金融機関指定について申し入れも全くありませんので、現段階でこれを交代をすることに何のメリットもないというふうに判断をして、こういうふうにさせていただいているところでもあります。

参考までに申し上げますけれども、市から指定金融機関に支払った手数料は、平成26年度であります。公金取扱手数料が148万円、データ転送システム利用手数料が8万5,000円、消込データ作成手数料が157万円、支払業務に関する手数料が無料、派出に関する経費が無料で、計で313万5,000円のお金を一応、指定金融機関には払っております。これを例えば変えることによって公金取扱手数料とか——これはもう再三にわたって、指定金融機関のほうからもう少し上げていただけないかということを言われていますけれども、それはできませんのでお願いしますということでやらせていただいております。先ほど申し上げましたようにこれを例えばどこかの銀行に変えることで、市に大きなメリットが生ずるということであれば、これは100%固定したものではありません。いまはメリットよりデメリットが多いという判断をさせていただいて、こういう形でやらせていただいているということでもあります。以上であります。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 南魚沼市の指定金融機関について問う

指定金融機関としてメリットがないというお言葉でありました。以前、金利の高いころはもう明らかにメリットがあったと思います。長期安定的にもう額も桁違いであるわけですから、金融機関側もメリットがあったと思いますけれども、今はメリットがなくてデメリットであるというお話がありました。公平性を持たせるという意味であれば、デメリットもまた分かち合うという形もあっていいのではないかと。

新潟県内で私が調べた限りにおいて、定期的に指定金融機関を変えているところは、4か所だそうです。あと、JAの指定が2か所、信組が1つ、信金が1つ、残りは市中銀行で分け合っているというお話でありました。指定金融機関を変えなくても公金を、公平性を持た

せるために金融機関に分散するというようなことをやっているところも、実はかなりあるというふうに聞きました。そんなことでいろいろ調べてみると、今まで知らなかったこともだんだんわかってきている。

今、市長がお話した公金手数料についてですけれども、私の手元には市長が今おっしゃったそういう数字に近い数字のものが実はあります。十日町市においては、公金手数料はゼロ円であるというお話、あるいはOCRの読み込みによる納入済消込データの作成業務委託料これもゼロである。データの消込は実は十日町市においては会計課がやっているというようなお話でありました。そうすると、指定金融機関と自治体との間でどうしてこんな関係の違いがあるのかなと、そんなふうに思ってしまうのですが、この辺について市長はどのようにお考えでありましょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の指定金融機関について問う

十日町市さんがそういう制度という金融機関とそういうことでずっとやっている、40年以上も前からだそうですから、そのときにどういう理由があったかというのは、ちょっと私どもでは推測が不可能であります。例えば他の金融機関が公金取扱料もゼロでいいですと、例えばです。そして、その消し込みも職員がやるといったって、ちょっとこれはなかなかうちとしては対応はできませんけれども、ゼロでいいですとか、そういう提示があればそれは考えなければなりません。

しかし、今、北越銀行以外に全く申し込みもありませんし、あればそれは考えなければなりません。だけれども、それは条件を提示していただいているということですから、我々のほうからなりませんかと言って働きかけて、じゃあこういうことで条件はどうですかと言われてればやっぱりいまの条件と比べざるを得ませんよね。だから、今の条件より相当いい条件が出れば——ただ、さっき言いましたようにそのシステムの改修からどうかと、膨大な部分がかかります。十日町市さんはもう、40年以上も前ということですから、そういうシステムができ上がっているのかもわかりません。ですので、その辺は私たちにはちょっとわかりませんが、なぜそうなったかも含めてちょっと十日町市さんには聞いてみなければなりませんけれども、思うに、40年以上も前といいますと昔の織物産業の全盛時期であったと思います。やっぱりそういう中では、相当の公金も動いていたということは、想像に難くないわけがあります。それを公平にといいいますか2行ですから公平というかどうかはわかりませんが、ということがどうもあったのではないかなという気はしています。ここはちょっとまだ確認をしておりますので、今のところ十日町市さんのその公金取扱料がゼロだとか、そういうことも含めて調査はどうか、お聞きはしてみます。

そういう提示をどこかがしていただくということであれば、それはまた我々も考えなければなりません。そういう状況ですので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 南魚沼市の指定金融機関について問う

指定金融機関の変更は考えていないというご答弁であります、一般市民からしてみても、もう何十年もずっと北越銀行が窓口でやっているわけですが、これほど長くなるとかえって逆にデメリットというものも出てきやしないか。例えば何と申しますか、なれ合いとでもいいでしょうか、あるいはマンネリ化とでもいいでしょうか。場合によっては間違いが生ずるといふようなことも可能性を否定できない。間違いが起きると言っているわけではありません。その可能性を否定できない。世間一般でいう——悪い言葉ですね、癒着とかというように市民目線から見てそういうことが起きはしないかというように懸念を抱く市民もあるのではないかと。私はそんなふうにするのですが、この点について市長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の指定金融機関について問う

時代が 30 年、40 年前にさかのぼれば、懸念される事項というのはちょっとあったかもわかりません。旧西山町でああいうこともあったわけですから。バカラ賭博の資金の融通のために、銀行から町が借り入れてそれを融通したと。それがずっとそのままきておまして、町長交代時に新しくなった方がそのことにとっても耐えきれないで自白をして、その当時、町長であった方は、叙勲まで受けましたけれども全部取り消され、逮捕され、そして刑に服して弁償も全財産没収でやったわけです。

そういうことがあったという事実はあります。しかし、今の時代の中で、しかも我々もそうですけれども、金融機関も何か不祥事的なことが発生すれば、まずそれで銀行もほぼ生命を断たれます。それから我々も首長は自分が関与したとすれば、当然ですけれども、ただ責任を取ってやめるだけではなくて、相当の社会的制裁はあるということでもあります。そういう部分を考えれば、それはないとは言いません。これは変えていたってないとは言いませんので。そういう意味ではないとは言いませんけれども、そういうことのないように、きちんとやっていくということ以外にこれを防ぐ道はない。これは交代したからじゃあそういうことが絶対ないかとも言われませんので、そういうことのないように、規律をきちんと正しながらやっていくということに尽きるわけです。

これとその交代をしていただくということについては、全く関連性は私はないというふうに感じております。大きなメリットがあれば別ですよ。今、大きなメリットがありませんので、そういうことをご理解をいただければ。そうしまして、我々がいつも申し上げておりますように、やっぱりお互い人間ですから、そうなりますと、疑ってかかるのも 1 つの方法ですし、性善説を唱えるのも 1 つの方法という私は考え方ありますので、またその点もご理解いただければと思っております。

○議 長 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 南魚沼市の指定金融機関について問う

さあ、今の質問にもう 1 つ付け加えようかと思ったのですが、気が変わりました。

2 つ目にいきます。指定金融機関から市の公金を他の金融機関に分散管理しているという

ところがかかなりあるように聞きました。これについては、分散管理といいますか危険分散という考え方もあろうかと思えます。我が南魚沼市ではそういうことをしていないというふうに私は聞いているのですが、今後、危険分散という考え方で金融機関にある程度のお金を配分するというお考えはないでしょうか。お尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の指定金融機関について問う

今年度、指定金融機関以外の金融機関1行に、定期預金として預けて運用しております。ですから、これに100%限ってはおりません。我々がやっぱり心がけるのは、一番はまず安全性であります。そして、流動性、収益性こういうことは、当然重視しますので、それ以上の安全性も——今、安全性というのは、ほとんどペイオフ制度もありますからそう大きな部分はないと思うのですけれども、やっぱり収益性とか運用益がうまく見いだせるということになりますれば、別にここに限って100%常に預け入れているということはやっておりません。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 南魚沼市の指定金融機関について問う

市長の考え方をお伺いして、できれば私は複数の金融機関に分散すべきではないかなと、私はそんなふうに思っていますが、この点については心がけていただきたいということで次の質問に移ります。

3つ目になります。市民サービスの観点から、本庁舎内に複数の銀行口座が利用できるATMを設置してはどうかというお尋ねであります。南魚沼市の財政規則の中に、第177条がありますが、指定金融機関の支店等を庁舎内に置くという記述があります。支店等をということであれば、銀行の支店にはもう常識のようにATMがあるわけでありまして。我が南魚沼市の窓口も支店等という観点からすれば、市民サービスを考えて共同利用型のATMを設置すべきではないかと私はそのように思うのですが、いかがでありましょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の指定金融機関について問う

このことにつきましても、我々が拒んでいるところではございません。そこに設置をして銀行、いわゆる金融機関のほうで、ある程度使用頻度も見込めて、少なくともペイするというぐらいのことがなければ、そこへ置く必要がないわけですので、我々が絶対に置いてくれるとかそういうことを申し上げてはおりません。しかし、損をしてまでそこへどうしても出してくれということも申し上げられませんので、今はそのままであります。もし、金融機関のほうからそういう申し込み等があれば、それは考えます。考えますが、非常に確かまあそういうことはほとんどないだろうと思っております。以上です。拒否しているわけではございません。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 南魚沼市の指定金融機関について問う

では、ATMについてはわかりましたので、次に移ります。

4番目であります。会計課の天井に防犯カメラが設置されていますが、今、設置されている位置が適切かどうかという文面になっていますが、これは銀行がよくよく考えて設置したものでありましょから、私はこれについてあまり我々が何か申し上げるべきではなからうとそんなふうには思います。しかしながら、あれは365度を写せるカメラで、天井の四隅の隅、なんていいですか一番端のあたりについていますので、機能上、4分の1の機能しか果たせない位置かなと、そんなふうにしてここにちょっと書いてみたのですが、位置については銀行が決めることだとそんなふうには思います。そのことについてはこれ以上触れないことにしますが、先ほども申しましたように支店等をということでもありますので、いろいろ銀行の支店を回ってみますと、防犯カメラの数は普通十五、六台から多いところは20台設置されています。

では、じゃあ南魚沼市の窓口で二、三台あってもいいのかなとみたいに思ったりするわけです。それで、市内のどういうところに防犯カメラが設置されているか、私は最近ずっとこう回っているんですが、もちろんJRの駅の構内へ、市が管理するものだけで10台以上と。あとはJRが管理するところはかなりまた少なからずついている。北越急行が管理するエリアにもまた少なからずついているというようなお話であります。大和病院にもついていると、もちろん、新しくできた市民病院にも少なからずついている。もちろん、基幹病院には推して知るべし、さらに多くの防犯カメラがついている。

今、申し上げましたように、市中銀行にはかなりついています。カウンターの上を見れば、もういくつも並んでいますね。実はコンビニにどれくらいついているかと、いろいろ私があちらこちらのコンビニに寄っては数えてみました。少ないところは五、六台、多いところは18台と、あの狭い空間にそれほどついている。私が言いたいのは、世の中にこれほど防犯カメラというものがあちらこちらに設置されている中で、市庁舎にどうしてこんなに少ないんだらうと。何かあったときに、市民が最も頼りにする公共物といえば市本庁舎である。指定金融機関も入っているわけですし、市側の配慮としてもこれだけの建物であります。入口とか正面とか、あるいは裏の出入り口とか、ああいうところには防犯カメラなるものがあつてしかるべきではないだらうか。

市中銀行の窓口を抱えているわけですから、市側の配慮として当然かなと、私はそんなふうには思うわけですが、学校なんかも防犯カメラのついているところもあるわけですが、ついていないところもかなりあるという話は聞いていますけれども、せめて本庁舎の周辺にはいくつかつけるべきだと、私はそのように思うのですが、いかがでございましょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の指定金融機関について問う

金融、いわゆる銀行の窓口のところのカメラについては、議員おっしゃったようにこれは市が設置したものでなくて、金融機関が設置したものであります。これは防犯上ということではなくて、意図的に銀行の職員とそこにおいでいただいたお客さんの現金的な部分のや

りとり、そこに照準を合わせておりますので、ほかのところは写りません。そういう目的ですから、防犯カメラという——大きく言って防犯カメラでありましょうけれども、その防犯上のためということではない。何か問題が起きたときに、お客さんとその収納事務をしている銀行員との間の部分を、どういうことがあったかとこれを捉えるだけですので、広く言われている防犯カメラではないということ。

そして、市内に防犯カメラは、今、全部お調べいただいたそうでありますからあれですが、六日町駅のところは、二、三年前でしょうか、トイレに放火とか相当の悪質な事案が発生いたしましたして、市のほうで設置をさせていただいたところでありますが、今、庁舎の中にあるいは出入り口に防犯カメラという部分については、ちょっと考えてはおりません。これは何か犯罪が起きたとかというときには、その追跡、特定のためには非常に便利かもわかりませんが、一応、特定のそういう部分についての出入りする皆さんについて、道路を通行しているという部分とはちょっと違いますので、私どもはやっぱプライバシーという部分もちょっとございまして、それが必要だからすぐに設置しようということにはちょっとならない部分であります。しかし、このくらい世の中で頻繁に凶悪事件とかいろいろなことが発生しますと、じゃあ、全然なくていいかと言われれば、ある意味、安心のためにも設置をすべき部分というのは出てくるんだろうと思っておりますが、今はそのことについて特に防犯カメラについての検討はしておりません。

警察のほうでは、ドライブレコーダーですね、ドライブカメラというかあれで、この辺では十分対応できるのではないかということで、今は市長車にはつけております。ずっと常に走っている部分では、相当のことを写しているわけですので、何か例えばひき逃げとかそういうことに遭遇したとかというときは、それでもう十分防犯カメラと同じ役割を果たせるということも伺っております。そのドライブレコーダー的なカメラを防犯カメラではなくて、あれだと非常に安いんです。それをあちこちに設置してはどうかという提案もないばかりではない。これはちょっと考えてみなければならぬかなという気もしております。費用が非常に安いわけですので、その辺も含めて総合的な検討はしてみなければならぬと思っております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 南魚沼市の指定金融機関について問う

いま市長のほうからドライブレコーダーの話をお伺いしました。私はこの質問について、市民の安全・安心という観点から、こういう質問をしたのですが、よその自治体の本庁舎に数十台の防犯カメラがついているというような話も、実は聞いたことがあります。そんなわけでお尋ねした次第であります。市長の考え方はわかりましたので、ドライブレコーダーの設置については、前向きにご検討いただきたいと思っております。では、大きな質問の2番は以上で終わります。

3 市民サービスの拡充について問う

続いて3つ目、市民サービスの拡充についてお尋ねいたします。本庁舎、ディスプレイ、

図書館、市民バス、保育園、病院など、市の業務及び関連事業の稼働時間と日数の拡充とい
いましょうか、拡大とでもいいでしょうか、についてお尋ねします。以前、私が質問したこ
とと少しだぶる部分がありますが、日本全国の中には年中無休で行政のシステムを動かして
いるところもあるように聞いています。あるいは、祝日だけ休み、土日は全部オープンとい
うようなところ、あるいは、人口1万人に満たないそういう小さな町でもそういうことをや
っているところがあると。そんなお話を聞いたことがあります。

ディスプレイのスポーツ施設については、民間なら当然、年中無休ということもまさに前
向きに考えていくところでありましょうけれども、年末年始楽々休むというようなお話も聞
いています。あとは、六日町図書館、えきまえ図書館本の杜についてですが、ことしの3月
に私は――去年は年末年始6日間休んだのかな、年中無休にできないかというような一般質
問をしたことがありますが、この12月そして1月については、大みそかと元日だけがお休
みと、あとは開けてくれるというお話なので、大変、一歩も二歩も前進したなど喜んでいる
ところでもあります。

日本全国には年中無休の図書館もあるやに聞いています。あちらこちらにあるという情報
も得ていますので、日本一の図書館を目指すという、我がえきまえ図書館ならば年中無休も
不可能ではないだろうというふうに思いますし、また市民も喜ぶのではないかと、そんなふ
うに思います。

あとは市民バスについてですけれども、土曜、日曜はお休み、それから年末年始も6日間
ですかお休みというようなお話であります。普通にぱっと考えると、土曜だから電車がとま
っているよねとか、年末年始に新幹線が動かないってさというような話があると、大変不便
なわけであります。あれが常時、動いているから我々は気がつかない。じゃあ、市がやる、
行政がやる市民バスは、年末年始お休みですかと、土曜、日曜もしっかりお休みですねと、
じゃあ、市民の理解を得られるかどうか。そういう大きな疑問が湧いてくるわけであります。

保育園にしても、民間の保育園であれば、土曜も日曜もやっているところが実はあります。
時間延長で8時、9時まで――夜のお話ですけれども、そういう遅い時間までしっかり対応
するところもあるわけではありますが、行政でやるとどうしてそれができないか。民間
でやれることは全て行政にもやれると私はそのように思っている次第であります。

最後に病院ですけれども、皆さんご存じのとおり、年中無休24時間オープンという病院チ
ェーンがあります。もう一気にその病院の数を増やして、今現在、インターネットで調べた
限りにおいて、病院、診療所のネットワーク、その関連施設全部を含めて世界第3位の規模
であろうという、そういう病院チェーンも日本にあるわけであります。24時間オープンとい
うのは極端な例だとは思いますが、年中無休というすばらしい何といいいますか、事業
展開をしているそういうところもあるわけで、我が南魚沼市の病院ではなぜそれができな
いか。そういった類のお話について、市長がどのようにお考えであるかお尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 3 市民サービスの拡充について問う

一つ一つについてお答え申し上げるというより、全般的な中でまずは申し上げますけれども、庁舎の窓口とか図書館であれ、ディスポートであれ、病院であれ、あるいは市民バスであれ、とにかく年中無休と。これを民間であればやれるということをおっしゃっていますが、民間であってもやれるところとやれないところがあるわけでありまして。これは民間であれば何と申しますかそのことがやったことで、トータル的に収益のアップが望める——赤字でどンドンとやっているところもある、JRなんかは赤字であっても運用しているわけです。それは全体的な黒字の中で十分補って余りある収入を得ているわけです。

行政はこれをやったからじゃあ、全て全部——市民のためにはなるということはわかります。しかし、このために費やすお金というのは、これはもう膨大もないものになるわけです。今でも例えば市民バスですね、空気を運んでいて何をやっているんだと、むだだと、こういうご議論もあるわけでありまして。図書館でもディスポートでも同じでありまして、利用しない人は、そんな人が行っていないところを開けていて何をしているんだと。電気をつけて、職員をつけてと、こういうご批判もあるわけです。

行政サービスというのが、どこまでが本来行政としてやらなければならないのか。このことをきちんと考えないと、ただ単にじゃあ、いつでもどうぞと。365日24時間、そこで行政の職員が対応していますと。これは私はそれだけの需要があれば不可能ではないと思いますが、需要がありません。間違いなく。市民課でも窓口の土日開庁ですか、これをやった実績がありますけれども、あまりやっぱり出て来ないですね。それは継続していれば出てくるのかもわかりません。

今、証明書関係はもう、来年からコンビニ交付でありますから、これは別に庁舎がやっていなくてもそういう証明書はコンビニで取得ができるということです。それから病院は、救急関連はこれは365日、24時間あります。何でもないので病院に行ってみたいなんていうのに、1月1日を開けている必要はないわけです。救急は救急で対応しますから、そのメリハリをつけないと——ディスポートであってもそうであります。確かにこの日、休まれると困るという人は若干いるわけですね。しかし、その人のために全て開けておくということは、これは行政のお預かりをした税金の中で、そこまでやっぱりやるべきでは、私はないと思っております。

そういう決まりごとのことを、お互いがやっぱり守っていただいたり、そうしていかないと。市民バスも同じです。今までどこの旧町では全部そうしていたわけですね。それが合併をして今度は方式を統一して、回らない所にも回し始めた。そしたら今度は土日はどうするんだと。これはもっとしばらく待ってみてくださいと、運用していく中でそういう不便な部分とかは徐々に改善される場所は改善していきますけれども、それがもうできないからあんなのはむだだとか、そういう短兵急な議論にはやっぱり私は持っていきたくないわけがあります。

そういうことで市民の皆さんに大変なご不便をかけるという部分が、どンドンと生ずれば、これはやっぱりやらなければなりません、今、ありますけれども、大多数の部分には全く

至っていないということもご理解いただければ、大変ありがたいと思うところであります。

全てを行政で賄うということは、この費用対効果の中でなかなか無理だと。我々がどこかからどんどんと収入が、市民以外の税金や国民の税金以外から、どったん、どったん大変なお金が入ってくれば、それはもうばら撒け、何でもやりますけれども、そういうわけにはいきませんので、その辺は規律をきちんと守りながら、お互いが納得し合いながらやっていくという方向を見いだしたいと思っております。やらないということではありませんが、お互いが納得できる部分をやっていくということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 市民サービスの拡充について問う

私もそれほど極端なお話をするつもりはありません。市行政の姿勢として、税金で回している事業ですので、なるべく市民の要求に沿うような形でやっていただきたいというお話があります。

例えばディスポートなら水の交換とかいろいろな都合があって、1週間ぐらい開けられないというようなお話も実は聞いています。しかしながら、それはプールの話で、じゃあ2階のアリーナのほうはどうかと。そっちは開けようと思えば開けられるはずかなと思ってみたり、あるいは図書館についても私はいろいろ工夫すれば、年中無休というものも可能だろうなと思います。よそでやっているということは、そういうところの実情を学んで、何らかの対応をするということもお願いできれば、お願いしたいとそのように思います。

さあ、個々にあたっている時間がありません。以前、NHKだったでしょうか民放だったでしょうか、レストランの新人教育をやっている場面がありました。ビールをください、ジュースをくださいと言われて、ビールを出す、ジュースを出す。それは子どもでもできると。真のサービスというものは、相手が言葉にしない、それに応えるものなんだと。そのように言っていました。やはり市民の声なき声を聞いて、市の行政に反映させる。これが望まれる市制ではないかと思えます。

〔制限時間到達のブザー音あり〕

以上で終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は、あす12月17日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後4時15分〕